

令和2年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

令和2年3月3日（火曜日）

議事日程 第1号

令和2年3月3日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 町長施政方針
- 日程第 7 議案第 2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 玉村町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 玉村町水防センター条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 玉村町自治基本条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 9号 玉村町ふるさと寄附条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 玉村町文化センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 玉村町放課後児童クラブ条例及び玉村町児童館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 玉村町商工委員会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 玉村町企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 玉村町勤労者センター設置及び管理条例及び玉村町消費生活センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の廃止について

日程第22	議案第20号	令和元年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
日程第23	議案第21号	令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第22号	令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第23号	令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第26	議案第24号	令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第25号	令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第26号	令和2年度玉村町一般会計予算
日程第29	議案第27号	令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算
日程第30	議案第28号	令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第29号	令和2年度玉村町介護保険特別会計予算
日程第32	議案第30号	令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
日程第33	議案第31号	令和2年度玉村町水道事業会計予算
日程第34	議案第32号	令和2年度玉村町下水道事業会計予算
日程第35	議案第33号	町道路線の廃止について
日程第36	議案第34号	町道路線の認定について
日程第37	議案第35号	指定管理者の指定について（健康の森児童館）
日程第38	議案第36号	群馬県市町村公平委員会の共同設置に関する協議について
日程第39	議案第18号	玉村町公平委員会設置条例の廃止について
日程第40	議案第7号	玉村町職員定数条例の一部改正について
日程第41	議案第8号	玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

令和2年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、令和2年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、年度末を控え、公私ともにご多用のところ、ご参集いただきましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会は、令和2年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、町長から令和2年度の玉村町町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、併せてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされると思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いしております。

また、今定例会には、10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、充実した議会となりますよう活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、会期長き定例会となりますので、体調には十分留意され臨まれますようお願い申し上げます、挨拶といたします。



○表彰の伝達

◇議長（三友美恵子君） ここで、開会前に表彰の伝達を行います。

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前9時2分休憩

午前9時2分再開

◇副議長（備前島久仁子君） 再開します。

◇副議長（備前島久仁子君） 去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会の定期総会において、三友美恵子議長が町村議会議員15年以上在職者として全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。

また、併せて群馬県知事から感謝状が授与されましたので、ここでその伝達を行います。

三友美恵子議長、演台の前にお進みください。

〔議長 三友美恵子君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

群馬県玉村町 三 友 美 恵 子 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた
その功績は誠に顕著であります。
よってここにこれを表彰します。

令和2年2月6日

全国町村議会議長会会長 松尾文則

〔拍手〕

感謝状

三友美恵子 殿

玉村町議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地方自治の振
興に寄与されました。

ここに深く感謝の意を表します。

令和2年2月19日

群馬県知事 山本一太

〔拍手〕

◇副議長（備前島久仁子君） それではここで、全国町村議会議長会自治功労者表彰並びに群馬県知
事からの感謝状を授与されました三友議長よりご挨拶を頂きたいと思ひます。

三友議長、お願いいたします。

〔議長 三友美恵子君登壇〕

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。ただいま自治功労者表彰をありがたく頂きました。
15年もの長きにわたり議員を務めてこられたのは、町民の皆様、議会の皆様、そして執行の皆様
に支えていただいたおかげだと深く感謝をしております。これからもさらなる玉村町の発展のため、議
会の充実、そして町民福祉の向上のために働いていきたいと思ひますので、今後も皆様のお力をお願
いいたします。

今日はどうもありがとうございました。（拍手）

◇副議長（備前島久仁子君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

三友議長におかれましては、玉村町議会議長としての重責を担われ、そのご尽力に深く感謝申し上
げます。今後とも議会のさらなる充実のため、公平公正な立場で、より一層のご指導、ご鞭撻をお願
い申し上げます。

今後とも健康には十分留意され、引き続き住民の負託に応えるため、ご活躍されますことをご期待
申し上げます、お祝いの挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◇副議長（備前島久仁子君） 暫時休憩します。

午前9時7分休憩

午前9時8分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 表彰の伝達を続けます。

去る2月19日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、高橋茂樹議員が町村議会議長4年以上在職者として表彰されましたので、その伝達を行います。

高橋議員、演台の前にお進みください。

〔8番 高橋茂樹君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 高 橋 茂 樹 殿

あなたは議会議長としてよくその職責を遂行され、地方自治の振興発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よってここに表彰いたします。

令和2年2月19日

群馬県町村議会議長会会長 仲 澤 太 郎

〔拍 手〕

◇議長（三友美恵子君） それでは、ここで、群馬県町村議会議長会より表彰されました高橋議員よりご挨拶を頂きたいと思います。

高橋議員、お願いいたします。

〔8番 高橋茂樹君登壇〕

◇議員（高橋茂樹君） このたび群馬県町村議会議長会より表彰を賜りました高橋茂樹です。玉村町議会議員として身に余る光栄と感謝しているところでございます。これもひとえに玉村町民の皆様、また同僚議員の皆様、町長をはじめ執行の皆さんのご支援とご協力のおかげと感謝しております。

近年は、世の中が複雑多様化している中、昨年も申し上げましたけれども、今後迎える少子高齢化社会、人口減少社会を迎え、また地球温暖化の影響で自然災害がいつ起こるか分からない中、昨年の台風19号による被害、今まさにまた新型コロナウイルス感染拡大の影響で混乱する中、玉村町民が安心して暮らせる町、幸せを感じることができるまちづくりを目指して、玉村町の発展に尽くしてまいりたいと思っております。

私の受賞の御礼の挨拶といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

◇議長（三友美恵子君） この際ですので、議会を代表してお祝いを申し上げます。

高橋議員におかれましては、玉村町議会議長としてこれまで長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進のためにご尽力いただきましたことが認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

以上をもちまして表彰の伝達を終わります。



○開会・開議

午前9時11分開会・開議

◇議長（三友美恵子君） 開会いたします。ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、4番月田均議員、5番渡邊俊彦議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月25日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長、お願いいたします。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） それでは、報告します。

令和2年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月25日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月18日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、35議案を予定しています。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、常任委員長より閉会中における所管事務調査の報

告があります。

次に、請願 2 件の付託を行います。

その後、町長から令和 2 年度の施政方針が示されます。

次に、議案第 2 号及び議案第 3 号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第 4 号及び議案第 5 号についてそれぞれ提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第 6 号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第 9 号から議案第 17 号までの 9 議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第 19 号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第 20 号から議案第 25 号までの令和元年度補正予算関係 6 議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第 26 号から議案第 32 号までの令和 2 年度予算関係 7 議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

その後、議案第 33 号から議案第 36 号までの 4 議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第 18 号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第 7 号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第 8 号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程第 2 日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程第 3 日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程 4 日目は、事務整理のため、休会とします。

日程 5 日目、6 日目は、土曜日、日曜日のため、休会とします。

日程 7 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 5 人です。

日程 8 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 5 人です。

日程 9 日目は、休会とします。

日程 10 日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程 11 日目は、休会とします。

日程 12、13 日目は、土曜日、日曜日のため、休会とします。

日程 14 日目は、引き続き予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程15日目は、事務整理のため、休会とします。

日程16日目は、最終日となり、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された請願について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第4号及び議案第5号について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第26号から議案第32号までの7議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長より開会中における所管事務調査報告と閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和2年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月18日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月18日までの16日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和2年2月18日。時間は午後3時から午後4時37分。場所は、全員協議会室。

本委員会は、2月18日、委員全員参加の下、所管する企画課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、玉村町の魅力発信について。まず、企画課の魅力発信係について報告いたします。

この係から9つの事業の報告がありました。

まず第1、広報たまむら発信事業。これは、行政情報を発信し、住民との情報の共有化を図るというものです。

次に、次ページです。2、協働によるまちづくり推進事業。地域の身近な課題を行政と住民との協働で解決を図る提案事業、その他ありまして、例とすれば「たまむらソング制作プロジェクト事業」とか、企業の地域貢献活動の講演会などがありました。

次に、第3、おでかけポイント事業。これは、町内で行われる様々な行事やイベントへの参加を促すため、ポイントを付与し、達成者等に景品を配布するものです。町内の32のイベントに参加しますと、3個でクリアファイル、6個で缶バッジと交換でき、6個集めるごとに抽選できます。抽せん会が3月1日の「ぱる祭り」で行われるという予定でした。ただ、中止になっているので、後日行うようなことになっております。

続きまして、4、県立女子大生による玉村町活性化プランコンテストというものがあります。これは、女子大生による情報発信が目的だと思いますが、実施方法とすれば、玉村町、そして群馬県立女子大学が連携して募集し、審査し、優れた提案を行った学生を「玉村町自治まちづくり広場」にて表彰、発表を行うものです。その発表風景の写真がありますけれども、昨年どういったものがあるかといいますと、「Youtuberが玉村を救う」ということで、にしきの祭でのインタビューを町のホームページに掲載予定になっております。

続きまして、地域活動奨励事業というのがあります。これは、県立女子大学に在籍する学生に対して、地域活動やボランティア活動に参加することによって、学生1人につき月額5,000円を補助するというものです。最大22か月分を助成します。今現在、2年生が17名、1年生が12名というふうになっております。

続きまして、町民の日記念イベントの開催というのがありました。これは、今年の8月4日です。会場が玉村町文化センター大ホール。約400人の方が集まりまして、下記に書いてあるようなことを行ったというところです。

続きまして、麦踏合戦です。これは、皆さんご存じですけれども、町内外からお越しただいて、町の知名度アップにつなげるということで、今年はちょうど天候が悪くて実施できませんでしたが、おっきりこみづくり体験をしていただきました。

あと、JAFとの連携ということで、これはドライブスタンプラリーを計画しています。

続きまして、9番目ですが、ふるさと納税奨励事業ということで、玉村町を応援しようとする方から、広く寄附金を募り、ふるさとづくりに活用するということを目的としております。令和2年度の寄附額の予定が7,300万円ということで、かなり増加しております。上に書いてある返礼品の数が増えたということもありまして、増加しているのかと思います。

続きまして、企画課のブランド推進係について報告いたします。これは、魅力づくりへの取組ということを中心に行っているということでした。町内にある新たな魅力を掘り起こし、様々な媒体を活

用して町外へ発信するということでした。

主な活動としては、玉村町の地域おこし協力隊の活動というのがあります。これは、今、平成30年から3年で実施しているものですが、女性が今1人、戸井田裕希さんという方が実施しております。特にどういうことをやっているかという、一番下に書いてあるのですが、魅力発見のきっかけづくりというのをやっております。玉村町にある魅力素材の発掘、磨き上げを行い、皆さんに情報発信することで、きっかけづくりを行っているというところでは。

特に、次のページなのですが、素材の発掘とすれば、施設やスポット、人物を直接訪問し、素材の掘り起こしを実施しているということです。素材を発掘して磨き上げ、そして素材やスポットを発信するというので、ここに「玉村のこんなトコロ」ということで、これは町の広報に掲載されているものですが、こういったことで情報発信をしているというところでは。

次に、2ですが、企画課ブランド推進係と地域おこし協力隊が連携した魅力づくり・発信業務ということで、今行っているのが、1つ、東京圏を中心とした魅力発信ということです。次のページは、どういうものがあるかといいますと、「東京中日スポーツ」にフレッシュベリーの記事が載ったり、「旅の手帖」に玉村八幡宮が載ったりということで、そういった活動をしております。

続きまして、東京圏発地型パッケージツアーということで、これもやっております。

あと、インバウンドの可能性についてということで、台湾から外国人がどのくらい来るかというように、そういった検証も行っている。

さらに、魅力づくり拠点の調査・検証ということで、他の市町村と連携して検証を行っているというところでした。

続きまして、考察です。今回、玉村町の魅力発信について企画課から説明を受けた。担当課では町の魅力発信について、いろいろなテーマ、異なる切り口で業務を行っていた。

魅力発信の方法については、町のホームページ、メディアの活用、県や他の市町村との連携など実施しているが、その効果を検証し、効果の高いものに力を入れることも必要だと感じた。また、魅力発信とともに新たな魅力を創ることも大切である。例えば地場産品を使った商品開発など、ふるさと納税や町の魅力発信につながる新商品の開発等にも取り組まれない。

町の活性化のため、魅力発信は今後ますます重要になってくると思われる。今後の町のイメージをつくり、町を売り出す戦略を立て、魅力発信に努められることを望む。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

原利幸民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 原 利幸君登壇〕

◇民生文教常任委員長（原 利幸君） 皆さん、おはようございます。それでは、民生文教常任委員

会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和2年2月10日月曜日です。午後3時から午後4時15分。場所、全員協議会室。

本委員会は、2月10日、委員全員参加の下、所管する生涯学習課の当面の課題について調査いたしましたので、報告します。

調査項目としては、戦国時代以前の文化財資源の活用についてという内容でございます。

調査経過を申し上げます。生涯学習課からの説明。

1番、地形の成り立ちと始まり。約2万4,000年前の浅間山噴火による山体崩壊により、緩やかな傾斜を持つ前橋台地が形成された。3世紀に東海地方を中心とした移民が群馬平野部や栃木県那須地方の開拓に成功する。低地の排水と利水により水田耕作を行う。4世紀には砂町遺跡で大規模用水路が見つかっています。こうした技術が後の古墳文化を築いていきます。7世紀には畿内と東北を結ぶ幹線道路である東山道駅路が町内に造られております。1108年には浅間山噴火による降灰が群馬県を疲弊させましたが、その後、中世の始まりを告げる原動力になっていくということです。

特筆すべきところは、2番からの中世以前の主な災害というところですね。浅間山の噴火、榛名山の噴火とか、利根川の変流とか、火山の噴火と洪水です。度重なる災害に見舞われる土地であったということでございます。

次のページです。古墳と埴輪については、この資料を読んでもいただければ分かりますので、ちょっと説明は省きます。

4番の玉村太郎というところですね。これは、きちんと文献に残っております。鎌倉時代に玉村を領有していた氏族があったということです。

5番の戦国時代前期の紛争。このときは角淵が烏川の水運によって、非常に栄えていた時期だということで、そこが紛争の中心になっていったということだったのです。

6番の軍配山のいわれ、神流川合戦。これは、戦国時代の上州最大の決戦ということがちょっと説明をされております。

では、考察です。古くから災害に悩まされてきた土地柄です。古墳時代には水田耕作が行われていた。7世紀には大和政権のグループに入り、東北方面へ向かう東山道駅路が町内を通過していました。古代より交通の要衝であったということです。大きな特徴は、やはり古墳の多さですが、残念ながら一目で古墳と分かるような遺跡は数少ないです。だが、多くの古墳から埴輪が出土しており、印象的な出土品もあるようです。玉村町歴史資料館では、令和元年の7月から9月に埴輪の企画展を開催しており、出土品を有効に活用しています。

神流川合戦は、戦国末上州最大の合戦です。現存するゆかりの地である軍配山や新町にある首塚、それから藤岡にある胴塚などと組み合わせ、ストーリーを紡ぐことにより、魅力ある歴史散歩コースとなる可能性があると考えます。生涯学習課文化財係の想像力に期待しています。

以上、所管事務調査報告を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 請願の付託

◇議長（三友美恵子君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和2年3月3日

玉村町議会第1回定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願者又は代表者 住所・氏名	付託 委員会等
1	2.2.18	若い人も高齢者も安心できる 全額国庫負担の最低保障年金 制度創設を政府に求める（請 願）	紹介議員 宇津木 治 宣 前橋市樋越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長代行 女屋 定俊 玉村町大字樋越99-2 玉村支部 支部長代行 関口 隆治	総務経済 常任委員会
2	2.2.18	年金支給の隔月支給を毎月支 給に改める（請願）	紹介議員 宇津木 治 宣 前橋市樋越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長代行 女屋 定俊 玉村町大字樋越99-2 玉村支部 支部長代行 関口 隆治	総務経済 常任委員会



○日程第6 町長施政方針

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和2年度の施政方針を報告する前に、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、現在全世界において新型コロナウイルスの感染拡大が大きな問題となっているのは既にご案内のところだと存じます。そうした中、今、国においても、日本国内各地においても、その対応に苦慮しているところでございますが、町では2月25日に当面の間、町主催のイベント等を原則延期または休止することを決定し、やむを得ず実施する場合でも、感染防止策を徹底するなどの町の対応方針を決め、町民及び関係機関に周知したところです。

その後、国は2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表し、地方自治体や医療機関、事業者、そして国民が一丸となって徹底した対策を講じ、感染防止対策を進めることが今後の国内での流行を抑える上で重要であることを示し、さらに国は日本国内での感染者の増加に伴い、子供たちへの感染拡大を防止するため、2月27日に公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して臨時休校の要請を行いました。これを受け、本町では2月28日に町内の全ての公立小中学校を3月4日から25日まで臨時休校にし、放課後児童クラブについても開所時間を長期休業期間と同様の開所時間で対応するとともに、卒業式についても縮小して開催することを決定し、関係者に周知したところです。

このように新型コロナウイルスへの対応につきましては、様々な情報が飛び交い、その対応も時々刻々と変化しておりますが、私といたしましては、町長として今後とも国や県、関係機関と連携し、町民の安全・安心を第一に考え、この難局に立ち向かっていく決意でありますので、議員各位にはご理解とご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

さて、このたび、三友美恵子議長におかれましては、全国町村議会議長会における自治功労者表彰及び群馬県知事感謝状を受賞されました。また、高橋茂樹議員におかれましては、群馬県町村議会議長会における一般表彰を受賞されました。お二人には長年にわたる町議会議員としてのご功績が認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠にめでとうございます。今後ともますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

それでは、令和2年度施政方針を申し上げます。令和2年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、令和2年度の町政運営に対する方針及び予算の大要につきまして所信を述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

私は、去る1月26日の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からご信任を頂きましたことに深く感謝するとともに、ここに初めての施政方針を述べるに当たり、課せられた使命と責任の重さに身の引き締まる思いと、これからの町政運営に対する決意と覚悟を胸にしているところでございます。

そして、就任以来、町長としての責任と責務を日々実感しているところでございますが、選挙戦を通じて町民の皆様と約束いたしました私の公約につきましては、町民の皆様の声にしっかりと寄り添うとともに、議員各位や職員との対話を密にし、公約実現に向け不退転の決意で、全身全霊で取り組

んでまいり所存でありますので、重ねてより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、令和2年度町政運営の基本方針とその概要でございます。

それでは、令和2年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

令和2年度の町政運営に当たりましては、政策立案の両輪とした総合計画及び総合戦略が改定の時期を迎えているため、「第5次総合計画後期基本計画」の仕上げと検証、新たなステージを迎える「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を前提とした枠組みの中で、令和という新たな時代を築く主役は、一人一人の町民の皆様という考えの下、人口減少及び少子高齢化に真正面から立ち向かうとした国の施策と歩調を合わせ、幼児教育・保育無償化の推進などによる社会保障の充実をはじめ、Society 5.0の実現やSDGsへの対応、国土強靱化などの取組へ大胆に投資し、子供や若者をはじめ、現役世代も高齢者も女性も障がいや難病のある人も、誰もが生きがいを持って活躍できる3万6,000人余の総活躍のまちを目指した共生社会の実現に取り組んでまいります。

そのような背景を踏まえて編成した令和2年度の予算は、財源確保が極めて厳しい状況の中、限られた財源を効率的かつ効果的に配分する「選択と集中」を基本に、喫緊の課題である「人口減少対策」と「財政健全化」の取組に加え、これからの長寿社会・人生100年時代を見据えた「町民誰もが幸せと喜びを感じることでできる地域社会の実現」、すなわち「全世代型の地域福祉の推進」及び昨今の大規模な自然災害等への対応や昨年10月の台風19号の経験を踏まえた備えなど「防災・減災まちづくりの推進」に向けた取組に重点配分を行いました。

その結果、一般会計予算の総額は109億円、対前年度比0.4%の減となり、厳しいながらも創意工夫により、「未来に希望をつなげる予算」として、全世代のまちづくりへの思いに配慮した編成を行うことができたと思っております。

また、国民健康保険特別会計をはじめとする4つの特別会計の予算総額は62億8,144万4,000円、企業会計である水道事業会計予算は10億2,399万1,000円、企業会計へ移行した下水道事業会計予算は17億9,606万9,000円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、対前年度比0.3%増の200億150万4,000円となりました。

各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明させていただきます。

一方、本町を取り巻く財政状況は、依然として厳しく、平成30年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.1%と引き続き硬直化傾向を示すとともに、実質単年度収支は赤字であり、臨時財政対策債の発行や財政調整基金の取崩しなど臨時的な財源措置も行っていることから、構造的にも予断を許さない状況が続いています。

加えて、人口減少、少子高齢化という時代の中で、現役世代の減少など人口構造の変動を踏まえれば、今後の社会保障関連経費の増大や公共施設の老朽化に対応していくため、持続可能で安定した「財政基盤の確立」にしっかりと向き合うとともに、町民の皆様の声にしっかりと寄り添い、必要な行政サービスを安定して継続していけるよう、財政健全化の道筋を確かなものにする必要があります。

したがいまして、新年度では、本町が将来にわたって持続的に発展し続けていけるよう、安心・安全で活力のある「未来に希望をつなげるまちづくり」に向けて、前例踏襲に踏みとどまることなく、スピード感を持って諸施策に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が大変懸念されるところでありますが、その対策につきましては、国や県、医療機関をはじめとする関係機関と緊密な連携を図り、町民の皆様の安全・安心な暮らしを守るため、万一に備えた体制づくりはもちろん、今後の感染症の広がりを注視しながら、迅速かつ適切に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、「第5次総合計画」の分野ごとに、新年度の取組についてご説明いたします。

まず第1に、健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げます。

まず初めに、地域福祉の充実です。「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、「地域福祉計画」・「自殺対策計画」・「成年後見制度利用促進基本計画」を3本の柱に、子供からお年寄り、障がい者、誰もが住み慣れた地域で行政と町民の皆様が一体となって支え合う総合的な地域福祉の充実に取り組んでまいります。

現在、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が変化し、特に若い世代を中心に希薄な近所付き合いが見られる中で、地域で助け合う関係性をより一層強めていくことが課題となっております。「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みの構築として、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、町民と地域に関わる人が地域福祉に関心を持ち、主体的な参加が得られるような意識啓発を行うとともに、地域におけるあらゆる町民の皆様が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

そのような地域共生社会の実現に向けて、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした総合相談窓口の充実を図るとともに、地域におけるアウトリーチ活動を活発化し、ローラー作戦の実施などにより、地域において生活上の問題を抱える人や、その家族の支援と、その人たちが暮らす生活圏の環境整備や住民同士のネットワーク化など地域福祉計画に基づいた支援を行ってまいります。加えて、心のバリアフリー研修、いわゆるD E T研修を開催し、社会における障がい、差別、偏見をなくし、障がい者を含む全ての人たちが暮らしやすい地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、成年後見制度利用促進基本計画の推進では、認知症高齢者や独り暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることから、制度の理解促進や不正防止に向けた広報活動及び普及啓発を図るとともに、相談支援体制の充実や地域連携を推進するなど本制度の利用促進を図ってまいります。

また、自殺対策計画の推進では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて「自殺者ゼロ」を目指した本計画に基づき、悩みに寄り添える人材の育成として、「ゲートキーパー」の

養成や自殺予防に関する研修会や講演会による普及啓発活動により、「いのち」と「こころ」を大切に
する地域社会づくりを進めてまいります。

次に、子育て支援体制の充実です。人口減少に歯止めをかけるためには、「親が働きながら子供を
安心して産み育てられる環境づくり」を進めることが必要であります。

そこで、本年度策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、切れ目のない支援によ
る子育て・子育て支援環境の整備・充実を図ることにより、子育て世代から「住みたいまち」として
選ばれる環境づくりを進めてまいります。

まず、子育て支援の充実として、昨年10月からスタートした幼児教育・保育無償化制度により、
国の基準では対象とならない保育所及び幼稚園等の3歳児から5歳児の副食費を無償化し、子育て世
代の経済的な支援を積極的に行うことで、本町の子育て支援に対する魅力を高めることにより、近隣
市からの移住定住にも期待いたします。

また、保育所の待機児童解消対策では、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加により、
3歳未満児の保育の需要が高まっていることから、現在、受皿の確保を図っているところであり、新
年度では新たな民間保育所の誘致に当たり、施設整備費の支援を行ってまいります。

一方、放課後児童クラブの待機児童解消対策についても、受皿の確保を図るため、これまでに民間
事業者による開設を支援してきましたが、学校における余裕教室を活用した放課後児童クラブについ
ても、順次拡充を行っており、新年度では玉村小学校に続いて、この4月から芝根小学校での運営が
開始されます。また、学校施設内での放課後児童クラブの開設に伴い、西児童館及び健康の森児童館
においては、親子の交流や子育て相談、育児支援など子育て支援全般に特化した「地域子育て支援拠
点」として位置づけるとともに、健康の森児童館では、子供たちがより安全で利用しやすく、魅力的
な施設として指定管理者による運営を行うため、改修工事を行ってまいります。

今後も計画的に、より安全で過ごしやすく、魅力のある児童福祉施設の拡充に努めていきたいと考
えております。

なお、保育士等の人材確保が深刻化する中、公立においては会計年度任用職員制度導入に伴う処遇
改善を図ることにより、働きがいのある職場づくりを進めるとともに、民間保育施設が行う障がい児
保育環境の充実のため、障害加配補助の拡充を図ってまいります。

次に、児童虐待問題では、依然として深刻な虐待事件が後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要
な課題となっているため、見守り体制を強化するとともに、関係機関との連携を密にし、問題を抱え
ている子育て世帯への迅速かつ適切な支援を行ってまいります。

また、子供の貧困対策では、子ども食堂や学習支援に取り組む民間活動を積極的に支援するととも
に、独り親家庭の小学生児童を対象とした無料学習支援を実施し、町の未来を担う全ての子供たちが
笑顔で夢と希望を持って健やかに成長できるよう支援してまいります。

さらに、「国際教育特区」である本町の魅力を高めるため、民間事業者を含めた町の保育所や幼稚

園等において、子供たちが外国人講師と楽しく遊びながら英語に親しむ機会を提供し、子供の頃から英語に触れる環境の底上げを図ることで、保育の質の向上及び英語教育活動の充実に努めてまいります。

なお、幼児教育・保育無償化の推進や小学生から中学生までの給食費の一部免除、ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児一時預かりの利用料の一部助成など引き続き子育て世代の負担軽減を図り、経済的な子育て支援をより充実することで、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいります。

これら魅力ある取組の推進により、「子育て・教育に熱心な町」として、若い世代を町に呼び込み、若い世代が多く住む町として、子育てしやすい環境づくりに努め、子育て世代の育児と仕事の両立を積極的に支援してまいります。

次に、高齢者福祉の充実です。いわゆる2025年問題では、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という「超高齢社会」となり、医療や介護、福祉サービスなど社会保障費の急増が見込まれております。

国では、この問題を「地域包括ケアシステム」という仕組みを構築することで解決を図ろうと、様々な法整備や改革を推し進めてきました。

本町においても、こうした状況を見据え、病気を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、また重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立を目指し、そのシステム構築の核となる「地域包括支援センター」をより身近で利用しやすくするため、3か所まで拡大し、地域における医療・介護などの関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行っているところであります。

今後においても、その「地域包括支援センター」が地域の相談窓口として、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートできるよう引き続き支援してまいります。

また、高齢者の知識と経験は、地域社会を支える重要な社会資源であり、その必要性はますます高まっております。よって、この資源を生かし、高齢者が地域社会で活躍できるようシルバー人材センターやボランティア・NPO団体などの活動団体と連携を図りながら、高齢者の多様な就労機会の確保や雇用促進、啓発活動に努めるとともに、様々な地域活動への参加のきっかけづくりとなるよう、身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」のほか、「ふれあいの居場所づくり」などにおける多種多様な活動を積極的に進めてまいります。

また、認知症の予防と支援を推進するため、「認知症サポーター養成講座」や地域での介護予防の普及啓発活動を行う「健康サポーター養成講座」の開催などにより、たくさんのサポーターを養成し、町全体で介護予防に取り組みながら、認知症になっても安心して暮らせる優しいまちづくりを積極的に進めてまいります。

さらに、「見守り」、「支え合い」、「助け合い」など同じ地域に暮らす住民同士が行っていく地域支え合い活動を推進するため、「第1層協議体」及び小学校区ごとに発足した「第2層協議体」の活動が地域社会全体の取組として、より広がり、より充実したものとなるよう積極的に支援してまいります。

なお、新年度では、結婚60周年及び50周年を迎えられたご夫婦に対する「ダイヤモンド婚・金婚祝記念式典」を復活し、長く連れ添ったご夫婦の長寿と健康をお祝いし、町として敬意を表します。そして、この間式典が開催されなかったゆえ、その時期にありながら出席できなかったご夫婦にも、もちろんお声かけさせていただきます。

次に、障がい者福祉では、「障害者福祉計画」に基づき、障がい者が住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように暮らし、自立して社会に参加できる共生社会の実現に向けて、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく多様なサービスを提供してまいります。

次に、社会保障の充実では、広域化された国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化をはじめとする福祉医療制度により、健康の保持及び増進を図ってまいります。

なお、新年度では、令和3年度からスタートする「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいりますので、介護予防に重点を置いた各種サービス事業の効果的な活用により、県下一高いとされた介護保険料の上昇をできる限り抑制するよう努めていきたいと考えております。

次に、保健予防・健康づくりの推進です。子供を産み育てやすい環境づくりのために、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要な情報・サービスの提供など妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点として、新たに「子育て世代包括支援センター」を開設するとともに、産婦健康診査及び産後ケア事業を実施し、出産後間もない時期の産婦に対する支援強化と出産後の母親の育児不安の解消や産後鬱の予防、新生児への虐待予防など母子に対する心身のケアや育児サポート全般について、これまで以上に子育て世代の支援充実を図ってまいります。

また、大人の生活習慣病予防改善対策では、スポーツプログラマーや栄養士によるメタボリックシンドローム改善教室や高血糖予防教室など徹底した運動指導と栄養指導を実施してまいります。

続きまして、第2に、教育・文化分野の「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち」についてご説明申し上げます。

まず、幼児教育・学校教育の充実です。初めに、幼児教育では、昨年10月からスタートした幼児教育・保育無償化制度に伴い、町単独による幼稚園等の副食費の無償化推進などにより、子供たちが家庭の状況に左右されることなく、ひとしく質の高い教育が受けられるよう幼児教育の充実を図ってまいります。

一方、学校教育では、教員の多忙化が社会問題となり、働き方改革への対応が急務となっているため、引き続き教員が児童生徒への指導や教材研究等、本来の業務に専念できるよう負担軽減を図るた

め、全小中学校に教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ及び中学校における運動部活動指導員の配置時間を拡充し、教職員の支援充実とともに、部活動の質的向上を図ってまいります。

また、学校現場では、「教員の働き方改革」とどまらず、「子育て・教育に熱心な町」として、「児童生徒の学び方改革」を進めてまいります。具体的には、昨年新たに整備した校務系と教育系のコンピューターシステムにおいて、最先端のセキュリティーを担保しつつ、「教員の働き方改革」では、全教職員を対象に整備したパソコンにより、教員のスキルアップはもとより、スムーズな情報共有やペーパーレス化など、校務の効率化と時間外勤務の削減を進めるとともに、「児童生徒の学び方改革」では、これからの時代に不可欠となるICT機器を活用した児童生徒の情報活用能力を育ててまいります。

特に、小学校ではプログラミング教育が全面実施となるため、デジタル教材等の充実を図るとともに、各教室のみならず、体育館にもWi-Fi環境を整備しているため、タブレット端末や電子黒板など大型モニターの活用により、これまでの取組を土台に、ICT環境の整備・充実による新たなICT教育を実践することで、より「主体的・対話的で深い学びの授業」に取り組んでまいります。

また、小中学校では、日本語の習得が必要な外国籍の子供たちの増加に伴い、日本語教室の拠点である中央小学校に加え、南中学校にも日本語教室を開設するため、指導補助員の配置を拡充させるとともに、県立女子大学生との連携を強化するなど子供一人一人の状況に応じた適切な支援の充実を図ってまいります。

次に、不登校の問題ですが、教育相談体制の充実を図り、ふれあい教室による一人一人の気持ちに寄り添った教育支援を行うとともに、通級教室では3歳児からを対象とした適切な指導及び支援により早期対応を図っているところではありますが、特別な支援を要する子供たちの増加に伴い、既存の教室では手狭となり、十分な指導時間も確保できないことから、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた指導及び支援充実のため、玉村小学校の余裕教室を活用した学校施設内での本格的な通級教室の開設に向けて準備を行ってまいります。

次に、生涯学習の推進です。地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、さわやか教室をはじめとする町民各種講座を開催し、時代の要請に応じた学習機会の提供を行ってまいります。また、青少年の健全育成では、関係団体と連携し、野外活動や奉仕活動の体験活動を通して、心身ともに健全な青少年の育成を図ってまいります。

次に、文化財・地域資源の保護・活用です。本町を代表する観光資源の一つである玉村八幡宮とその周辺を広くアピールすることにより、町民にも観光客にもその魅力を十分に知ってもらい、歴史資産としての価値を一層高めるとともに、地域に根差した文化の継承と創造的な文化活動を推進してまいります。

芸術・文化活動の推進では、引き続き文化センターにおける多彩な芸術・文化事業を実施すること

により、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

なお、新年度では、老朽化した文化センター駐車場の外灯について、LED化更新工事を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の推進では、町民誰もがそれぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、町民体育祭や町民スポーツ教室などに取り組み、町民の心身のリフレッシュと健康保持の増進を図るとともに、社会体育館のトレーニングルームには、利用者からの要望の声があった大型冷風機を設置してまいります。

続きまして、第3に、自然・環境・安全分野として「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」についてご説明申し上げます。

まず、公園・緑地の充実及び河川・水辺環境の保全では、誰もが安心して安全に利用できるよう適切な施設の維持管理を行うとともに、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民による協働管理を積極的に進めます。

また、町民の憩いの場として人気の高い東部スポーツ広場に小型遊具を設置するなど町民の利用を促進いたします。

なお、五料地内の名所復活の要望に応えるため、五料公園南側の利根川河川敷右岸に三本松を植樹いたします。

次に、環境保全・環境共生の推進です。新年度では、「生活環境を改善し、自然環境を保全する町」として、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、本町が目指すべき持続可能な将来像及び重点的に取り組むべき施策・SDGsを明らかにするために、新たな環境基本計画を策定してまいります。

生活環境対策の充実では、スズメバチによる被害から町民生活を守り、安全・安心な生活環境を維持するため、巣の駆除について一部補助を行ってまいります。

廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機の購入や古紙類の集団回収、拠点回収を推進するため、引き続き助成を行うとともに、古着や雑古紙などのステーションによる回収を拡大し、資源化の促進を図ってまいります。

なお、クリーンセンターの老朽化に対応するため、引き続き計画的な長寿命化改修工事を行ってまいります。

次に、防災対策の充実です。昨年も記録的な豪雨や相次ぐ大型台風により、全国各地で甚大な被害がもたらされました。本町においても、さきの台風19号により、これまでには経験のない脅威を誰もが身をもって体験し、防災・減災対策の必要性を「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として実感したのではないかと考えております。

このような経験を教訓に、「防災・減災に積極的に取り組む安全な町」として、人口減少に対応できる体制づくりが求められていることから、新年度では消防団の組織力強化のための再編の第一歩として、地域防災の担い手として最前線で活動する消防団を補完する機能別消防団員の役場職員による

消防OB分団を組織化し、担い手不足の解消と消防団機能の強化・充実を図るとともに、出動手当支給の処遇改善を図るほか、消防団活動に必要な安全装備品や救助資機材等を拡充することにより、災害現場での消防団の組織力と団員の機動力及び活動能力の向上を図ってまいります。

また、頻発する大規模な自然災害に備え、緊急水害対策として、五料地内の矢川樋管に大型土のうを設置し、減災対策を講ずるとともに、この3月に竣工予定の水防センターをはじめ学校や文化センターなど避難所施設における防災備蓄倉庫の非常食や防災用資機材等の備蓄内容についても強化・充実を図るほか、災害活動時の装備品や避難所における災害用蓄電池等を確保するなど災害対策本部の機能強化・充実とともに、防災・減災力の向上を図ってまいります。

さらに、さきの台風19号で浸水被害が発生した上福島及び五料地内の被災地周辺に水防倉庫を新たに設置し、緊急時には地域住民が迅速に水防活動ができるよう土のうやスコップ等の備蓄を行うとともに、内水氾濫が発生した上福島地内の高橋川及びその支流や五料地内の矢川樋管に河川監視カメラを設置し、24時間監視体制による映像を住民に一般公開することで、避難行動を取る際の迅速な情報提供をしてまいります。

また、町内全地区で組織化された自主防災組織が行う地域防災活動を支援し、自助・共助・公助の確立に向けた取組の強化及び地域における防災意識の高揚を図るとともに、街道が狭く、消防水利が乏しい旧国道354号沿いの下新田6丁目付近に新たに40トンの耐震性貯水槽を設置するなど災害に強いまちづくりを一層推進してまいります。

加えて、さきの台風19号の経験を教訓として、町民が小学校区ごとにそれぞれの避難所まで「防災さんぽ」により、もしものときにはどこに避難すればいいのか、家族や友人、地域の人たちとみんなで避難経路や危険箇所等を確認しながら、一斉に行う「町民避難訓練」を実施してまいります。

次に、交通安全対策の充実では、カーブミラーの計画的な設置及び更新による交通安全施設の充実に努めるとともに、不幸な事故を招かないよう交通安全教室の実施等による普及啓発に努めてまいります。また、高齢ドライバーによる交通事故の未然防止を図るため、65歳以上の高齢運転者を対象に運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを引き続き推進してまいります。

続きまして、第4に、産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」についてご説明申し上げます。まず、時代をリードする農業の振興では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口規模などの実態を踏まえ、農地の計画的な保全と利用計画を定める農業振興地域整備計画の策定に着手してまいります。

また、意欲のある農業者や法人等への支援と育成を図るため、農薬飛散を軽減する自走式の防除機械・ブームスプレーヤの導入費用を助成し、コストの低減や省力化により、水田農業等の振興を図ってまいります。また、近年、野生鳥獣による農作物への被害が甚大であるため、小型鳥獣のハクビシンやアライグマ、タヌキなどの有害鳥獣の駆除を推進し、安全・安心な農業振興の安定化を図ってまいります。

畜産振興では、地元特産品である肉用牛の生産基盤を強化し、和牛産地としての持続的な発展や輸出拡大による地域の活性化を図るため、畜産農家のICT機器導入による経営の効率化に向けた取組を支援するとともに、優良素畜の導入や畜産ヘルパーの利用を引き続き支援し、生産者と連携した人づくりを推進することで、品質の向上と規模拡大を目指してまいります。

さらに、野生イノシシのCSF感染が県内外で拡大している現状を鑑み、畜産農家等の負担軽減を図るため、農場等への消毒薬の配布やワクチン接種費用の一部助成により、畜産農業の振興を図ってまいります。

また、オープン以来、にぎわいを増している道の駅玉村宿では、農家をはじめ食肉卸売市場や食肉学校との連携強化により、生産加工技術の高さと地元特産品としての知名度の向上及びブランド定着化を図るとともに、この4月にはGメッセ群馬のオープンや群馬ゲストイネーションキャンペーンの開催もございますので、積極的なPR活動を行うことで、魅力発信をより強化・充実させ、交流人口や関係人口の増加を目指し、町の魅力をさらに高めていきたいと考えております。

なお、新年度では、一般利用者の増加や大型車による普通車枠への駐車により、駐車場不足が生じている状況がございますので、利用者の安全確保と利便性の向上を図るため、駐車場の拡張に着手してまいります。

また、施設整備では、安定した農業用水を確保するため、川井地区用水路改修工事のほか、滝川第一統合堰に引き続き、老朽化した滝川第二統合堰の補修工事に向けた拠出を行うなど施設機能の長寿命化を図ってまいります。

次に、活力ある工業、魅力あふれる商業の振興です。町の将来を見据え、「元気を生み出す町」として、税収増及び働く場の確保を推進するため、高崎玉村スマートインター北地区における新産業団地の開発を積極的に進め、最先端企業の誘致による産業振興と雇用促進対策に努めてまいります。新年度では、その開発に当たり、用地交渉等を進めるとともに、文化財試掘調査に着手してまいります。

また、企業誘致を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るため、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内に新たに事業所を整備する企業を支援するとともに、町内での創業を支援するための創業者融資事業など各種制度融資の推進により、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。

安全・安心な消費生活の確立では、町民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会づくりを目指して、困ったときの苦情や相談の総合窓口として定着している町消費生活センターによる相談体制をより充実させるとともに、地域との連携を深めながら、被害防止のための消費者啓発活動や生活に関する情報提供を積極的に推進してまいります。

また、相次ぐ高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺などの特殊詐欺等被害防止対策として、防犯機能を備えた電話機等の購入費の助成を引き続き行ってまいります。

次に、観光による地域振興です。多くの自治体で財源不足に伴うイベント中止を余儀なくされてい

る状況ですが、私はむしろ厳しいときこそ、町民と行政が一体となって地域のお祭りをはじめ町のイベント開催等による活性化を図ることが必要だと思っております。特に、花火大会などのイベント行事では、毎年町内外から多くの人たちでにぎわっております。このにぎわいを大切にし、工夫を凝らして地域のお祭りを盛んにするとともに、町の農業や商工業の発展を祝う秋の祭り「産業祭」には、あふれんばかりの熱を込め、町の活性化と地域づくりに努めてまいります。

なお、町民はもちろん、県内外を問わず多くの人々が訪れ、夏の到来を告げる風物詩として定着している「田園夢花火・たまむら花火大会」でございますが、令和2年度は東京オリンピック開催に伴う警備員の不足が見込まれ、安全確保が懸念されるため、大変不本意ながら休止といたしますが、令和3年度以降については、「華やかに躍動する町」として、花火大会を実施する予定です。

引き続き、これらのイベントや観光事業などを通じて、町全体が一体となることにより、さらなる町の活性化を図るとともに、町の魅力を全国に発信し、にぎわいと活力のある観光のまちづくりを進めてまいります。

続きまして、第5に、都市基盤整備として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」についてご説明申し上げます。

まず、魅力ある市街地の形成です。人口減少対策として移住定住を促進する文化センター周辺まちづくり事業では、次々と新しい住宅が建てられ、新しい町並みができておりますが、第Ⅱ期分譲も始まることから、この事業も最終段階となっております。新年度では、区域内の道路築造工事や公園整備を行うほか、事業完了に向けた換地処分計画を定めるとともに、この分譲地に定住していただいた世帯に対して、引き続き奨励金を交付し、移住定住を促進してまいります。

次に、機能的な道路網の形成です。県道藤岡大胡線から藤岡大胡バイパスを介して東部工業団地をつなぐ町道103号線道路改良事業の進捗を図るとともに、中高校生の自転車事故が全国ワーストワンのある県内の状況に鑑み、国道354号・広域幹線道路から玉村高校までの区間について、町道106号線道路改良事業として事業化し、交通安全の啓発とともに、自転車通行空間の整備・充実による安全確保を図ってまいります。

また、道路舗装繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づいた道路ネットワークの老朽化対策、地区要望等の既存道路の補修・改良などを含めた道路網の整備を引き続き行ってまいります。

さらに、「隣接市とつながり、町内ににぎわいのある町」として、本町と前橋市をつなぐ利根川への架橋について、前橋市との連携協力を強化し、経済効果等の要望活動に必要な資料を作成し、国や県に対して新橋建設の必要性を粘り強く訴え、新橋建設実現に向けた活動を一層活発化してまいります。

空き家対策では、適切に管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、「空き家対策計画」に基づき、空き家等の自発的な除却を促進し、景観向上や居住環境の改善など適正な管理を図るため、引き続き除却費用の一部を助成してまいります。

す。

次に、公共交通の整備です。乗合タクシー「たまりん」については、文化センター周辺地区に新たに整備している交通ターミナルへ乗り入れるための再編を行うとともに、路線バスとの接続など利用者の利便性を考慮した効率的なルートの再編についても引き続き検討してまいります。なお、実証実験として行った高齢者へのタクシー料金の一部補助については、これまでの検証結果を踏まえて、利用条件を見直し、利便性の向上を図ってまいります。

次に、水の適正利用と上水道の整備では、計画的な老朽管更新等の管網整備を進めるとともに、老朽化に伴う第六水源更新工事を行うほか、災害や水質事故等の発生時に相互応援配水を行うために、本町と前橋市をつなぐ配水連絡管を整備するなど安全で安定した水の供給に努めてまいります。また、下水道事業では、事業計画に基づいた汚水管渠築造工事を推進し、令和2年度末の普及率85.5%を目標に積極的な整備を進めてまいります。なお、本年4月から特別会計から企業会計へ移行するため、独立採算の原則に基づき、経済性を発揮しながら将来にわたって安定的なサービスが提供できるよう「経営戦略」を策定し、これまで以上に中長期的な視点に立った業務の効率化・経営健全化に努めてまいります。

続きまして、第6に、協働・行財政分野として、「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

まず、住民自治のまちづくりの推進では、「住民と行政の協働の町」として、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心に、住民主体のまちづくり活動やボランティア活動、文化活動が図られるようNPOやボランティアなど町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。

コミュニティーの育成では、町内の手入れの行き届いた自宅等の庭を一般公開するオープンガーデンにおいて、ガーデニング実践者のコミュニティーの構築を図るとともに、「ばら制定都市会議」に加盟する自治体として、「ばらを活かした特色のあるまちづくり」を推進し、観光資源として町内外から幅広く誘客を図ってまいります。

次に、地域間連携・交流の推進です。友好交流都市と今後も文化、教育、経済など幅広い分野で連携を深め、相互交流を通じた友好関係をさらに発展させてまいります。また、大学連携は本町が進めている「生涯活躍のまち構想」において「核」となる施策と位置づけておりますので、教育、健康づくり、スポーツなど、まちづくり全般にわたり、大学との連携協力を積極的に行い、学生が活躍できる環境整備を図ってまいります。

そして、今、県立女子大学や住民の間で、私たちが「小さな映画上映会」を開こうという活動がなされておりますので、これらの活動を地域の憩いの場や社会参加のプラットフォームとして、フィルムコミッションの本格活動や、この町から映像文化を発信させる好機と捉え、新年度では文化活動の拠点となるよう期待するとともに、積極的な支援を行ってまいります。

さらに、本町では大学連携にとどまらず、企業との連携も進めており、本年度では「一般社団法人

日本自動車連盟・JAF」との観光協定を締結しました。今後も多種多様な分野で連携することにより、地域力の底上げを図ってまいります。

次に、国際交流の推進です。人口減少に歯止めがかからず、労働力不足が深刻化する中、外国人材の労働力は、今や日本の経済発展に欠かせない存在となっております。

そうした中、現在、群馬県においては、『多文化共生・共創「群馬モデル」』が作成され、オール群馬で「多文化共生・共創ぐんま」の実現を目指すとしております。

本町においても、言語、習慣、文化などが異なる多様な外国人の就業、定住化が進んでいくものと予想されますので、外国人の増加を見据え、この群馬モデルと協調した取組として、就労や生活実態等のアンケート調査による実態把握を行うとともに、外国人の抱える問題や相談ニーズに適切に対応するため、国際交流協会と連携強化を深めながら、心通い合う「多文化共生社会の実現」に向けた取組を推進してまいります。

次に、行政改革の推進です。人材育成では、職員としての資質、職務遂行能力、専門能力を高め、行政課題に果敢に挑戦、対応できる人材を育ててまいります。また、行政組織の見直しでは、会計年度任用職員制度への対応や法令遵守に基づいた障がい者雇用を推進するとともに、これからの行政課題を見据え、増大する行政ニーズへ対応できる組織とするため、より機動的、弾力的な行政運営が可能となるよう適宜見直しを行ってまいります。

次に、健全な財政運営です。まず、歳入の確保につきましては、収納率の向上はもとより、新たな増収対策について、あらゆる可能性を摸索するとともに、企業誘致や定住促進による伸張性の高い税財源の確保を図ってまいります。また、税外収入として期待される「ふるさとの納税奨励事業」では、新たな返礼品の充実により、多くの寄附応援者の獲得につながっております。この寄附者の思いを反映した事業を推進するとともに、魅力ある返礼品の拡充を図り、ふるさと寄附金をきっかけに生まれた「つながり」を大切にして、魅力ある町の情報を発信することにより、交流人口及び関係人口の増加や継続的な寄附応援者の獲得に取り組んでまいります。

また、簡素で効率的な行政運営の確立、町民と行政の役割分担の明確化、費用対効果を考慮した事業の重点化、固定費や経常経費の徹底した抑制による歳出改革など、財政健全化の取組推進により、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

さらに、公共施設等総合管理計画に定めた目標を実現するために、町の公共施設に関する今後10年間の利用を踏まえた施設の安全性の確保、地域の実情に応じた最適化、長寿命化などの方向性について、個別施設計画を策定してまいります。

なお、令和2年度は、現行の第5次総合計画の最終年度として、10年間の取組の仕上げと検証を行う重要な年度となるため、計画された施策の着実な推進に取り組むことはもちろん、急速な社会変化に伴う地域の課題や新たな行政需要を補足しながら、「未来に希望をつなぐまちづくり」を推進できるよう「第6次総合計画」を策定し、今後12年間の町の姿・将来像を描いていきたいと考えてお

ります。

最後に、第7として、地方創生への取組についてご説明申し上げます。

地方創生・総合戦略の取組に当たり、人口減少への対策と町の発展に向けた道筋が示された「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、計画期間の終了に伴い、令和2年度から新たなステージを迎えます。

国においては、地方創生の深化に向けて切れ目のない取組を進めるため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映するとともに、Society 5.0の実現やSDGs達成に向けた取組、外国人材の受入れなど社会変化を見据えた戦略となるよう努めることとしております。

現在、新たな計画を策定しているところであり、来年度以降の重点施策については、その中で示されることとなりますが、地方創生をより一層推進するため、これら国の取組と歩調を合わせるとともに、特に少子化や若い世代の転出超過に対しては、引き続き策を講じる必要があるため、現行の総合戦略を勘案し、第2期総合戦略を見据えた上で、本町の恵まれた立地条件などの魅力を最大限生かした潜在的な成長力をさらに掘り起こし、「成長戦略」として地方創生を力強く押し進める新たな事業創出を行っていきたいと考えております。なお、「生涯活躍のまち実現」に向けて策定された「玉村町版生涯活躍のまち事業計画」の目標達成に向けた取組についても、引き続き着実な推進を図ってまいります。中でも「生涯活躍のまち」基本構想及び実施計画の実現に向けた取組として、若者から高齢者まで幅広い世代に町の様々な行事やイベントへの参加を促し、ポイントを付与する仕組み「おでかけポイント制度」の取組により、高齢者の買物やごみ出し支援など継続的なボランティア活動の創出につなげていきたいと考えております。

また、東京圏及び県内外へ向けた情報発信や地元特産品の販売戦略などを担う町内での体制づくりをはじめ、その拠点となる団体組織の検討も行い、町の知名度向上や誘客、交流・関係人口の増加を目指すため、「魅力づくり推進検討委員会」を発足いたします。

具体的には、観光振興をはじめ在京メディアや旅行エージェントとの連携、物産振興施策に取り組み、東京圏や周辺地域からの誘客を図り、にぎわいを創出する地域振興の総合的なプロデュースができる組織の設立を目指してまいります。加えて、東京オリンピックを契機に、今後増えることが予想される外国人に対応したインバウンド施策にも取り組み、国籍を問わず、交流人口や関係人口の増加を図ってまいります。

さらに、東京圏等を発着としたバスツアーや個人の来訪者など町内の魅力スポットを現地ガイドできる団体を育成し、来訪者の「受入れ態勢の構築」及び「おもてなしサービス」の充実を図ってまいります。

また、「地域おこし協力隊」によるイベントの企画運営やSNS等を活用した情報発信活動の充実、地域資源の掘り起こしや磨き上げにより、町の知名度を高めるとともに、魅力づくり推進アドバイザー

一の活用や東京圏のマスメディアを町に招く現地視察会の開催などシティセールスを積極的に行うことで、移住定住促進に向けた町の魅力の発信とともに、交流人口や関係人口の増加を図ってまいります。

以上、令和2年度の町政運営と主な施策の内容について、私の所信の一端を申し述べました。

これから迎える1期4年間の町政運営に当たり、さきの選挙戦における投票率の低さを真摯に受け止め、主権者教育を高めていくことにより、町民全世代の町政への参画意識を醸成させ、町民と行政が対等の立場で、郷土・玉村町を愛する気持ちと、子供たちの未来を確かなものになりたいと思う強い心で、共に歩みを進めながら、今後も持続可能で魅力にあふれ、「元気を生み出すまちづくり」をしていきたいと思っております。

そのためにも、組織全体がワンチームとなってスクラムを組み、町民の心をつかんでトライするため、厳しいながらも職員とともに知恵を絞って、創意・工夫のある「町民の思いをかなえるまちづくり」ができるよう、リーダーとしての責務を果たしていきたいと思っております。

そして、令和という新しい時代を迎え、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、「平成」から「令和」の時代に引き継がれた課題に果敢に挑戦し、将来世代に大きな負担を残さぬよう、まちの輝きを次世代につなぎ、「人と人、人と地域、そして人と歴史をつなぐ魅力あるまち」とするため、安心・安全で活力があり、「未来に希望をつなぐまちづくり」に全力で邁進する覚悟を持って町政運営に当たってまいりたいと思います。そして、その町政運営のかじ取りを前にした今、決意を新たにしている所存でございます。

最後になりますが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、どうかより一層のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、本定例会にご提案申し上げます令和2年度予算案をはじめ各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますよう重ねてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月4日水曜日の午前9時までに議長に提出してください。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。15分間の休憩、55分に再開いたします。

午前10時41分休憩

午前10時55分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇

○日程第7 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第7、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、新たに会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い、関連する条例の一部改正及び廃止を一括して行うものでございます。

主な内容としましては、職員の給与や旅費、勤務時間、休暇等に関する条例において、会計年度任用職員をこれらの条例の適用の対象から除くなど必要な規定の整理を行うものでございます。

また、非常勤の特別職の要件が厳格化されることにより、交通指導員設置条例につきましては、廃止するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8 議案第3号 玉村町附属機関の設置に関する条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第8、議案第3号 玉村町附属機関の設置に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第3号 玉村町附属機関の設置に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の改正により、特別職の範囲、運用が厳格化されたことに伴い、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関について、本条例において整理するものでございます。

地方自治法における附属機関は、執行機関である町長や教育委員会が諮問した事項について調査・審議する機関であり、法律又は条例で定めることとされております。

本条例は、法律又は個別の条例で定めのない附属機関について、その附属機関の名称及び担任する事項を一括して定めるものです。

なお、玉村町名誉町民選定審査委員会については、既に玉村町名誉町民条例という個別の条例が存在するため、そちらで附属機関の定義を追加いたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第9 議案第4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第9、議案第4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に対応するため、新たに会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、会計年度任用職員の勤務時間や週休日、休日及び休暇の種類に関することについて、常勤職員や現行の規則等を踏まえて、勤務時間や休暇等に関する基準を定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、議案第4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第10 議案第5号 玉村町水防センター条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第10、議案第5号 玉村町水防センター条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第5号 玉村町水防センター条例の制定についてご説明申し上げます。
本案につきましては、来月から新たに開所する玉村町水防センターにつきまして、設置・管理・運営に関する必要な事項を条例として定めるものでございます。

条例の概要につきましては、玉村町水防センターの設置の目的、名称や位置、水防センターが行う事業、使用許可、使用者の範囲等を規定するものです。

玉村町水防センターは、水害その他の災害に備えるため、防災に関する物資及び資材の整備を行い、災害時における防災拠点として、また平時においては防災活動を支援する団体や自主防災組織等の地区防災に関する活動を行う団体の活動の場として整備するものです。今後水防センターを積極的に活用し、町の防災力の向上を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、議案第5号 玉村町水防センター条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第11 議案第6号 玉村町自治基本条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第11、議案第6号 玉村町自治基本条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第6号 玉村町自治基本条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成23年5月の地方自治法の一部改正に伴い、まちづくりの基本指針となる総合計画の策定義務がなくなり、計画の策定は自治体独自の判断に委ねられ、その自治体の特色に合わせ自由な形での策

定が可能となりました。

現在策定中の第6次玉村町総合計画では、庁内組織である総合計画策定委員会において、基本構想、基本計画の2階層構成で理想とするまちづくりの目標を設定することといたしました。その実現を図るための施策については、時代の変化に対応できるよう、各部署で策定されている個別計画において、PDCAサイクルによる検証・見直しを行い、3年ごとに住民満足度調査を実施することにより、計画の効果を確認しながら推進していくことを検討しております。昨今の少子高齢化の進行や技術革新等の社会情勢の変化が著しい現代社会において、総合計画の構成や推進方法は、その時々時代に合わせ適切に対応していく必要がございます。

そのため本案は、自治基本条例第20条第1項から第3項で定められております総合計画策定の規定内容を変更し、総合計画の構成等を柔軟に策定・変更が行えるようにするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第12 議案第9号 玉村町ふるさと寄附条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第12、議案第9号 玉村町ふるさと寄附条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第9号 玉村町ふるさと寄附条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の改正に伴い、玉村町ふるさと寄附条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、地方税法第37条の2第2項第1号の規定により、ふるさと寄附に伴う返礼品の額は、寄附額の30%以下とすることとなりました。現行の条例により返礼品以外の記念品等を贈呈すると、返礼品の額が寄附金額の30%を超えてしまうおそれがあるため、法令に違反しないよう改正するものでございます。

また、感謝状の授与基準につきましても、返礼品を伴う寄附と返礼品を伴わない通常の寄附とのバランスを考慮し、対象の金額を10万円から20万円に引き上げるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第13 議案第10号 玉村町文化センター条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第13、議案第10号 玉村町文化センター条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第10号 玉村町文化センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設され、特別職の任用が厳格化されたこと及び文化センターの連絡協議会を廃止することに伴い、玉村町文化センター条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたことにより、公民館長、図書館長、資料館長が特別職でなくなることに伴い、特別職である文化センター所長がそれらを兼務できる規定を削除するものでございます。

また、文化センター連絡協議会につきましては、開館当初、公民館、図書館、歴史資料館、ホールの運営代表者、芸術文化等に関する団体代表者及び識者から、複合施設である文化センターの運営についてご意見を頂き、総合的な運営を協議していく場として設置していましたが、開館25年を過ぎ、それぞれの機能が確立されたため、廃止するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 質問させていただきます。

文化センター所長については置くことができるという形になっておるのですが、今、兼任できるという公民館長、それから図書館長、資料館長等については、会計年度任用職員等を置いて、それについて業務に当たらせるというような考えでしょうか、それともどのような考えになっておりますでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） お答えします。

特別職という定義が助言をする顧問や参与という形に限定されたため、図書館長、公民館長、歴史資料館長につきましては、そういう立場ではなく、一般職という立場になりますので、特別職が兼務をできないということになりました。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 特別職の厳格化ということで、兼務とか、これができなくなるというのは、それは理解するのですが、今の答えだと、そのできなくなりましたという話なのですが、その公民館長だとか、そういう者の設置の必要性は町はないと考えておるのでしょうか、それとも顧問だとか、

参与だとかという形で、いろんな形の意見を町のほうにアドバイスしてくれるという立場の方に対しては、町はこれはもう要らないというような感じでのご答弁なのでしょうか。

例えば前に説明の中で聞いたのは、課長さんが兼務するとか、副町長さんが兼務するとか、実務的な話については管理はできるかと思うのですが、これから町長がこのまち・ひと・しごととか、いろんな形の中で施政方針で言うておりますけれども、いわゆる町民の方にいろいろ参画してもらうとか、いろんな話をしてもらうということを考えたときには、それを受け入れる何か役があって、それが会計年度任用職員になるか、それとはまた別かもしれませんけれども、何かそういうものを設置するようなお考えがあっての提案なのでしょうか、それともそれは全然なくて、もうなくしますよという形の名前だけ残って、何も実務的にはいつもどおりできる話なので、この条例改正はあくまでも兼務がなくなるだけの話なのであれなのですが、そのものについては業務とか、採用だとか、設置については町としてはどのようにお考えなのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） まず、図書館長と公民館長におきましては、図書館については図書館法、公民館については社会教育法で、館長を置くという規定がされています。そういったことで、必ず置かなければならない状況にはあります。歴史資料館長につきましては、条例で規定されておりますが、県内の他市町村との連絡調整と意見交換とか、そういう会議等も実際にはありますし、館長の決裁をもってやることも、決裁というか、館長も事務に携わってやっている状況であります。

それと、町民との協議の場についてですけれども、それぞれに公民館運営審議会とか、図書館協議会がありますので、そういった場で中心的に館長がやる状況になっています。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） そうすると公民館長等については置かなければいけないということになっていて、この条例では兼務をしなくなるわけですので、そうすると兼務をしなくて、独立した公民館長等が設置されるという理解でよろしいでしょうか。また、それについてはこの条例とはまた違いますので、どなたがやって、どういうふうな形になるかというのは別ですけれども、私の個人的なというか、感覚でいきますと、設置はしなければいけないことになっていますよ、兼務はできなくなりますよということですので、公民館長等については特別職ということではなくてということですので、会計年度任用職員として採用する者が出てくるという形で捉えていきますが、それでよろしいでしょうか。

質問は3回ですね。

◇議長（三友美恵子君） はい、3回です。3回です。

◇7番（石内國雄君） はい。または私がこれで質問したのは、そのことが触れていないので、この

条例だけだと、ただ「兼務できなくなりますよね」、「ああ、そうですか」で終わってしまうので、その公民館長等の設立だとか、そういうものについてはどうなっているかというのも併せて条例を出すべきかなという考えがありまして、今質問をさせていただきました。それはどうなりますでしょうか。兼務するということがいいのかどうかという議論もしなければいけないのだろうと思うのです。例えば生涯学習課長が忙しい中で、またこういう業務を兼務することが町のいろんなこれからの文化関係の発展のためにいいことなのかどうか、その辺のところも併せてお考えを教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 実際、文化センターの所長という立場の方が公民館長、図書館長等を兼務ができなくなるということになりますので、その所長の業務、実際の業務というのが先ほどもありましたけれども、文化センター運営の調整をするとか、あるいは文字どおり所長として文化振興財団と生涯学習課との調整をするとか、さらには今まで図書館長等を兼務しておりましたので、いろんな場面で助言等をしてきていただいたところがあるかというふうに思います。

そういった面で、今後ということで考えますと、やはり所長としての立場の者とといいますか、そういう者も必要になる場面もあろうかと思えますけれども、実際文化センターにつきましては、ご案内のとおり、先ほど町長からも説明がありましたけれども、開館25周年を迎えて、それぞれの図書館であるとか、公民館であるとか、歴史資料館であるとかの業務というのは確立をして、実際に動いていると、それから生涯学習課長からもありましたように、公民館に関しては公民館運営審議会等がありまして、町民の方のご意見等を伺う機会というのは確実にできているというふうに思います。ですので、そういった館長を新たに会計年度任用職員として採用するか、あるいは兼務というような形でするかにつきましては、今後検討する余地もあろうかというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） これを第3条で文化センター所長を置くことができるということ、裏側から見ると、置かなくてもいい。兼務をしてもいいのですよというふうに理解していいとは思いますが、その点だけ聞きます。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 柳沢議員のおっしゃるとおりです。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 文化センター所長については、月額16万5,100円、公民館長については12万3,800円の給料が発生しておりますが、そうすると今度の新しい条例だと、今度は公民館長がなくなるということは、その給料は削減できるということになるわけでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 専任を置けば、給料は発生することになると思います。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 専任を置けば、給料が発生するのであれば、この会議をするに当たって、協議会だけは残しておいて、そうするとその会議は全部課長が出られることになってしまうのですが、課長が兼務してやるということは、その協議会の会議は全部教育長か、仕事が極端に増えてしまう。3つの団体ですよ。公民館長、図書館長、資料館長の会議、年何回あって、その会議に誰が出席をして、それには協議会委員の方には月額7,700円をくれて会議をやるのですが、そのまとめ役は誰になるわけでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） これまでも私が会議には全部出ていますし、館長は基本的に私より下の立場での仕事になっていきますので、たまたま所長がやっていたから、そういうことになっていましたけれども、兼務できる規定があったので、そういう形になっていましたけれども、私は特に会議等それぞれ出ていましたから、問題ないと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 3回目ですので、4条を全部削除してしまっ、この文化センター協議会が2項では協議会の定数は15人以内とし、任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合には、補充員の任期は前任者の残任期間とするというのがなくなってしまうと、これ自体はどこで会議をしたり、これ全部削除してしまったら、そういった連絡協議会はどうなるかということではないのですか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 文化センター連絡協議会自体はなくなります。

〔何か声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 3回で終わりです。

〔「答弁」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 答弁が足りないそうです。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 文化センター連絡協議会は、所長が会長に進言して招集していたのですけれども、公民館とか、図書館、歴史資料館運営委員会につきましては、館長というか、事務局のほうで会長に話をし、それぞれの会長、委員長に話をし招集しています。

◇議長（三友美恵子君） いいですか。

〔「3回だから」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 3回だから終わりですね。

ほかに質疑はございませんか。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 現行は、公民館長、図書館長、資料館長を兼ねることができるということで、その中で公民館長については、報酬規定というか、お金払うということになっていますよね。それで、今回例えば先ほどの答弁の中で、公民館長を選んだ場合には報酬を払うことになると思いますと、こういう話がありましたよね、先ほど。今回出されているほかの条になるのですけれども、報酬規定の改正を見ますと、公民館長という部分がないのですよね。それはどういうことでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 公民館長については、特に非常勤とか、そういう人を任用することは今のところ考えておりませんので。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） そうしますと、先ほどそういうことで専任した場合はというお話だったのですけれども、専任しないと、こういうことですか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 報酬は特に会計年度任用職員制度で雇用するのであれば必要かと思いますが、もし専任を置くのであれば、職員を置くということになると思いますので、特に必要はないと思います。

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 今のお話もちよっと聞きながらなのですが、前は公民館長、図書館長、資料館長を兼ねるといふ形で、そのそれぞれのポジションの役割というのがあったと思うのですけれども、それは役割があるから、そのポジションがあるわけであって、それぞれのところで決まっているというような状況になるわけですが、それぞれのその業務量というか、その公民館長としての業務、図書館長としての業務、資料館長としての業務というのはどれぐらいあるのかということもちよっと私も分からないのですが、その辺を知りたいということと、それを前の条文でいけば文化センターの所長が兼務をするというような形でやっていたと思うのですけれども、その辺の業務量を今度そこを結局置かないというような形になったときに、例えばほかの役場のスタッフが兼ねるといふか、やるという形になったときのその業務量、兼務、兼務と簡単に言いますけれども、今のそのスタッフの業務量というのも多々あると思うのですけれども、そういった業務量というのは本当に大丈夫なのかなというふうに、結局ほかの仕事にしわ寄せがいたりとか、そういう形にならないかというのは心配なのですが、その辺を伺います。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 業務量につきましては、それぞれの委員会とも近隣市町村との連絡協議会とか、そういうもので会議があって、意見交換や、そういうのに出ていたりすることと、自分のところで持っている協議会の事務局としてありますが、特に係長とかいますので、それほど膨大ではありません。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） では、今までも係長とか、そういった方がやっていたので、一応名前だけはあったけれども、業務的にはそんなになかったということによろしいわけですか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 係長が頑張ってくれたのもあるかもしれないのですけれども、専任で置いておけば、また館長にはほかの業務も起きますが、所長が兼務していた、今でも細かいことにつきましては、係長以下、係員でやっていますので、大丈夫です。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 最後ですので、最後に質問しますが、それぞれ公民館長、図書館長、資料館長という形で、いわゆるその役職があるということは、それなりに公民館は公民館としての機能、それをどういふふうに運営していくかということもありますし、図書館もしかり、資料館も今、町長の施政方針でもありましたけれども、やっぱり歴史とか、文化とか、そういったのをやっぱりしっかり

と継承なり、実際には町のために取り組むという形になると、そういったところの館長というか、長がやっぱり重要な役割というのを果たしていくのではないのかなというふうには私の中では思うのですが、それを係長がやっているからいいかということなのか、それともやっぱりしっかりとそういった部分の施設機能というのを強化していく、またはやはり住民のため、町の方のためにその施設なり、組織をしっかりとやっていくという形になったときに、やっぱりその兼務という形ではなくて、しっかりと私としては設置をし、管理をしていく、またはそこをいろいろな形の事業を推進していくというところのほうが必要だと私の中では思うのですが、その辺はご意見を最後に伺います。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 先ほどありましたが、業務量だけではなく、やはり質というのでしょうか、これからの図書館の在り方、玉村町の歴史資料館の在り方、公民館の在り方等について十分考えていく必要があるだろうというふうに思います。その中心になるのは、いわゆる館長であろうというふうに思いますけれども、その中で兼務という形になっても、どなたが兼務になるのか、それは分かりませんが、兼務という形でも十分その館長としての役割を果たせるというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 現行の4条にあります連絡協議会、これは削除ということですが、これは今まで15人でその連絡協議会を行っていたと思うのですが、それはもう今までも本当は要らなかったと、無駄だったということなのですか。先ほどの課長の答弁ですと、これまでも係長なり、課長より下の立場の人と言っていましたけれども、兼務しているのだからいいのだというような答弁だったと思うのですが、その辺は今後はどんな、全くそういうことは協議しないで済むのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 連絡協議会につきましては、文化センターが開館当初に図書館、歴史資料館はちょっと後からできたと思うのですが、歴史資料館、それと公民館部分、ホール、大ホール、小ホール、その部分の区分けというか、その辺がちょっとはつきりしなかった部分があったのです。それで、図書館と歴史資料館につきましては、はつきりしているのですが、公民館につきましては、営利目的とか、政治的なものに使えないというか、そういう制限がかかっていたものですから、その辺をはつきりさせることを目的に当初設置されていまして、いろいろ何か問題があったときに、運営方法を審議してきましたけれども、25年もたつて、その辺の問題は特に解決され、今そういう問題が特に起こっていませんので、平成26年頃からその協議会も開催していない状況にあります。何か必要に応じてということで開催しておりますので、そういう状況でありますので、

今回廃止させていただくものです。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） では、その今までの15名の方は解雇というか、役職がなくなって、用もない、業務もないということになると思うのですけれども、その人たちは中には協力しなくてもいいのかという人も出なくはないかとは思いますが、そういう個人的問題は起きないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 一応任期は2年でやっているのですけれども、特にこのところ、開催をしていないので、委嘱もちょっとしていない状況です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君登壇〕

◇7番（石内國雄君） 文化センター条例の変更についての反対の立場としての討論をさせていただきます。

兼務がなくなるということについては、いいのかなというふうなことは思っておりますが、その兼務で外される業務のところについて、今、町のほうとすれば、いろんな住民の方に関して、住民の方とともに町をつくっていくということを考えれば、公民館長だとか、そういう館長とかについては非常に重要だと思います。それを町の中で例えば職員が兼務するということもあり得るかもしれませんが、そういうことにするという事は、その町の中の皆さんの意見とか、そういうものの活発化を損なうのではないかなという思いがありますので、まずその辺のところのものを明確にして、町としての対応を捉えていただいてからであれば、この条例については考えたいなと思っておりますが、今の状況では反対とします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君登壇〕

◇6番（柳沢浩一君） この議案については、賛成という立場で討論をしたいというふうに思います。

非常勤ということの中で、文化センターというと、非常に大きな範疇の仕事をしているわけです。ですから、それを取りまとめた横堀館長には改めて敬意を表すところでもありますけれども、時代の趨勢という中で、かつて玉村町にも収入役がいました。今は課長さんが兼務でいいのかな、収入役がないのだから、兼務ではなくて、収入役の仕事も課長さんがこなしている。これは、大きな三役の一つでありました。しかしながら、大過なく、問題なくこなしているところでもあります。

ですから、横堀氏には大きなご苦勞を頂いたものというふうに私も改めてここで思いますが、週に3日の登庁というか、出勤の義務があるというふうに聞いておりますが、そういった中で、今、職員体制も充実しているようでもありますから、十分に機能を発揮できるのではないかなと、そうすれば十分にこのことについても代替ができるのではないかなというふうに思っておりますので、この件については賛成としたいと。

また、もう一点について言えば、こういうことを申し上げると甚だ失礼なのかどうか分かりませんが、けれども、財政厳しき折という観点も含めて考えますと、この点については私は今回は賛成としたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

◇議長（三友美恵子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

〔「異議あり」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 異議がありますので、起立による表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（三友美恵子君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第14 議案第11号 玉村町放課後児童クラブ条例及び玉村町児童館条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第14、議案第11号 玉村町放課後児童クラブ条例及び玉村町児童館条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第11号 玉村町放課後児童クラブ条例及び玉村町児童館条例の一部改

正についてご説明申し上げます。

本案は、来年4月からの芝根小学校放課後児童クラブの開設に伴い、これまで健康の森児童館で行っていた放課後児童クラブを廃止し、名称及び所在地等の変更を行う必要が生じたため、改正を行うものでございます。

具体的には、玉村町放課後児童クラブ条例の「健康の森児童館放課後児童クラブ」の名称を「芝根小学校放課後児童クラブ」に、その位置を「飯倉59番地3」から「飯倉39番地」に改めるとともに、玉村町児童館条例の放課後児童健全育成事業を行わない児童館に「健康の森児童館」を加えるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第15 議案第12号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第15、議案第12号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第12号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

昨年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化制度では、3歳から5歳児までの保育料が無償化されましたが、その副食費については、国制度及び町独自の第3子以降の無償化要件の対象とならない場合は、保護者負担となっております。

本案は、町内在住の子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境のさらなる充実を目指し、国制度の無償化要件の対象とならない3歳児から5歳児の副食費について、令和2年度から国の基準額を上限に無償化を拡充するための改正でございます。

具体的には、条例中において、町独自の第3子以降に限定した副食費の無償化及び給付の規定について削除するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 経済的負担を軽減するための支援をするということは、非常に私もその方向ではあれなのですけれども、3歳児から5歳児については、まず国の補助等がありまして、保育料が無償化になって、かなり軽減されたのです。副食費、月4,000円程度のものが負担ですと。この案はそれをさらに軽減しようということなのですが、ゼロ歳児から3歳児の保育料の負担等については、ここには入ってきていないのですが、副食費がないということなのですが、その保育料の軽減ということと併せたときに、これはいかがなものかなと思うのですが、その辺の町長の考えとか、執行部のほうの考えをちょっとお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 3歳未満児については、副食費、主食費ともに保育料の中に含まれているということでございます。現在の段階では、3歳未満児について無償化するという考えはございませんけれども、将来にわたってはこれは検討すべき課題であると考えております。現在、3歳未満児については、施設がもう満杯状態で、現時点でもう既に待機児童が27名発生している状況です。これらは、またこの施設の受入れ状況を見極めながら進める必要があると考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） そうしますと、ゼロ歳から3歳児未満については、副食費はありますと、あるけれども、保育料の中に含まれております。3歳児から5歳児の方は保育料には今度は含めなく10月の改正でなりましたので、その分は軽減しますというこの案ですよ。そうするとなぜゼロ歳

児から3歳児の副食部分を軽減するというお考えはないのかなというのが1つです。

それから、施設等が足りないということであれば、先ほど柳沢議員が討論の中でお話ししましたが、けれども、財政厳しい折の中であれば、そのお金を使って保育事業のいろんな施設の関係とか、今のそのゼロ歳から3歳児の副食費関係または保育関係のほうを少しでも軽減して皆様に負担を軽くして、要するにもう子供を産んで、小学校に上がるまでの子供たちは、玉村町はいろんな手当で面倒を見ていくのですよと、そのような思いの中でのこととちょっとずれていると思うのですが、その辺のところについてはいかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） まず、子育て支援について必要性は皆さんご承知のことだと思っておりますけれども、未婚率の上昇であるとか、出生力の低下、こういったことが少子化を招いていると言われております。なぜ子供の数が少ないかということで、理想の子供の数を産めない最大の理由として挙げられている第1位が子育て世代の経済的負担の軽減、これが一番必要であるということが国立社会保障・人口問題研究所の夫婦の調査で明らかになっているという状況です。

こうした中、玉村町では少しでも軽減しようということで、小中学校の給食費、ご承知のとおり4年前に、3年前です。失礼いたしました。4分の1を軽減して現在に至っているわけです。今後この少子化対策のためには、さらに経済的負担の軽減を図る必要があります。そのためには、全てを行うというのはちょっと難しい状況でして、段階的に図っていくことが必要であろうと考えております。

副食費を今回無償化するに当たって、上限4,500円とさせていただきましたけれども、先日、保護者から電話がありまして、昨年のお話ですけれども、玉村町の給食費、保育所の給食費、主食と副食を混ぜたものなのですけれども、何で小学校に上がるよりこんな高いのですかと、こういう電話を頂きました。実際に小学校は現在2,900円、保育所は私立ですと大体主食費を混ぜて5,500円です。最大で、町内一番高いところは7,700円というところです。少しでもこれらを軽減するために、4,500円を補助するという形になれば、一番高いところでも3,200円の負担で済むということです。その他の私立でも主食費の1,000円の負担で済むということです。こういったことを続けていくことで少子化対策になるというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 軽減負担が軽くなるということについては、非常にいいことだとは思っているのですが、少子化対策に対してのバランスの感覚でいくと、なぜそこだけ保育料がなくなったところをまたさらにと、そこだけなのかなというのがありまして、例えば小学校で2,900円の給食費が2,900円だということになれば、そこぐらまでは負担をしてあげて、あとのやつはゼロ歳から3歳児にするという方策もあろうかと思うのですが、そちらのほうの対策は一つもなく、ここだ

け3歳児から5歳児は今まで負担していた方が負担しなくなったから、さらに中途半端に一部負担というのではまずいから、そこは全部町が負担しましょうよというやり方というのはどうなのかなというふうに思うのですが、そのゼロ歳から3歳児に対応する対応だとかというのは、施設が足りないというのは、その施設を造ると、それもお金かかることですけれども、今現在入っている方がおられるわけです。その方々の負担を減らさないで、ここだけの負担を減らすということなのですが、どうしてそこは減らさないで、ここだけを減らすのかをもう一度ご説明いただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） どうしてここだけ減らすのかということですが、小中学校の給食費を軽減いたしました、3年ほど前に。これは、町内在住の全ての子供たちの子育て世代が軽減の恩恵を受けるわけです。3歳以上の保育・幼稚園についても、ほぼ100%とは言いませんが、100%に近い状態で保育所または幼稚園等に通っているわけです。この世帯を、町内の子供たち全世帯を対象とするという趣旨からすれば、今回の措置は妥当ではないかなと考えております。ただし、3歳未満児については、全てのお子さんではないということと、既に保育料が国の基準の半分程度になっているということで、今回は見送りをさせていただくということでございます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） まず、この条例を制定することによりまして、対象となる人数と町負担の額、それと既に町が国からの補助金ではなくて、単独事業でやっております事業があると思えますね、子育て支援に限っての子育て支援事業。その負担額を教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 今回実施いたします副食費の無償化については、全体の7割で568人を対象としておりまして、金額にいたしますと2,878万2,000円でございます。それと、国の制度では、低所得者と同時入所の第3子、これを無償化しておりましたけれども、町で第3子、第3子を扶養しているところまで拡大しております。この対象者が95名、金額にいたしますと487万8,000円を単独で実施している状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 私も子育て世代、子育て施策ということは、一生懸命応援したいと思っております。というのは、そもそも少子高齢化が非常に進んできているわけです。これが思いもかけない速さで進んでいるわけで、これを誰もが心配して、少しでもその出生率が上がることを願って

いると思っております。しかし、現実には未婚者が増加、そして生き方の多様性、シングルライフを楽しむとか、生き方のその多様性ですとか、また多額なこの大学の授業料、高校以降の。そうしたものの負担が非常に膨らんでおりますので、1人子供を大学卒業まで育てるということは、もう何千万というほどかかります。その費用の負担を考えると、やはりなかなかその2人目、3人目ということに出生率が伸びないということもあるかと思えます。そういうことを全て含んでおりますので、食べるその副食費だけを無償にしたら出生率が上がるとは私は思っておりません。一つのその助けの一端であるかどうか分かりませんが、そういうことの施策で、できる限りのことを町としても応援していこうではないかという、その姿勢はよく分かるところでございますけれども、先ほども言いましたように、私は教育費、教育というのは教育費ですとか、書籍ですとか、各施設などはそういうものは無償で提供して、それはいいことだと思いますが、それぞれ子供たちが食べるものについては親負担が私は原則ではないかなというふうに思います。

そして、それを負担することによって、それを作ってくれる方への感謝、そして1か月僅か2,000円、3,000円で給食費を賄っているということは、それが本当にありがたいこと、これを毎日お弁当を持っていくとしたら大変なことでありますので、僅かに3,000円、4,000円ぐらいで1か月食べられるということのこれ感謝が生まれるのです。それが私は食育につながっていると思っておりますので、全てをこの無償化にするということもまた少し疑問ではないかなという観点があります。

そして、子育て施策としてのこの一環ではありますけれども、今回はこの年収360万円以上の方の567人ですか、を対象としております。これ年収360万円以上でありますけれども、ここをもう少し幅を広げた対象を考えると、またその施設、先ほども言いました施設にその子育て支援というのは、何もこれを全て無料化することだけが子育て支援ではありません。先ほども言いました待機児童があるのであれば、その保育士も雇わなくてはならない。また、保育士の待遇改善もあるかと思えます。そういうことにも目がいったかどうか。今回これを、この条例をつくることを検討するときに、ほかの子育て世代をどのように考えたか伺います。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 子育て世帯の有効な対策、これは2つだと思うのです。経済的負担の軽減、これが1つ目、2つ目は子育て支援の充実ということで、2つ目については今現在保育所の整備、一時預かりであるとか、日曜保育を拡充したり、放課後児童クラブも待機が出ないように整備しております。こちらは現在一生懸命努力している状況です。経済的負担の軽減というのは、先ほど申し上げましたように、やはり子育てする上で、僅かなお金と議員さんはおっしゃいましたけれども、結構これも1年たまりますと、子育てのほかの塾であるとか、いろんな経費に使われるわけです。こういったことからして、今回の無償化については意義がないということではないと思えます。

また、玉村町は合計特殊出生率が1.21ということで、群馬県の1.47に比べても非常に低いのです。それで、先日町の職員の総合計画の研修で、その講師の方がおっしゃっていましたが、こんなに低い自治体はまれであるということでした。それで、玉村町はご承知のとおり、かつて人口急増した時期がありまして、子供たちもかなりおりました。3,200人ほど小学生がいたのですけれども、現在はもう半分近くになっているという状況です。それで、町の予算を考えましても、社会の世代間負担、これを維持するためにも子育て支援、今回のものは必要と考えております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに。

12番備前島久仁子議員。3回目です。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 玉村町は早くから子育てするなら玉村町ということで、様々な施策に取り組んできておるかと思えます。放課後児童クラブも他市に比べれば2分の1から4分の1と、この費用も大変安くて、町単独の手厚い補助をしてきているかと思えます。高崎市、藤岡市などは1万円、2万円というふうに放課後児童クラブの料金も取っております。ですから、そういうことでも町はすごく少子高齢化、また少子化対策への援助というものは手厚くしてきているのではないかというふうに思います。

また、今回給食費も4分の1、町単独でこれ払ってございまして、これが2,200万円ほど、これも固定費として毎年毎年出てきてございまして、今度この条例を制定することになって、さらに2,800万円のこれが固定費が生まれるわけでありまして。ですので、財政が今厳しいところではありますので、その固定費がもうずっと続くということの相当な、十分な検討がいろんな角度からあって、初めての制定であってほしいと願うばかりなのです。

それで、今回のように、コロナウイルスのようなこの突発的な非常事態に備えるような、そういうときのために使えるような、例えばマスクを配給するですとか、何かそういう本当にこれからは予想もしないような突発的なことが起こると思われませんか。消毒液を購入するだとか、学校にみんなそれを配備するとか、そうしたときの子供の施策のために、その恒久的なものではなくて、その基金みたいなものを積み立てておく、またそうした施策でさえ子育て支援だと私は思いますが、そういう観点の今回考え、また討論ですとか、また各課で町長含んでのそういうものにも使えるようなものとして基金を積み立てる、あるいは予備を取っておくというような検討はなされなかったのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回の件につきましては、基金でというようなお話もありますが、緊急的なそういった例えばコロナウイルスの関係ですとか、そういったことにつきましては、当然何かあれば、迅速に対応していかなくてはならないというふうには思っておりますし、それは基金でなくて

も対応できるというふうには考えております。

今回の施策につきましては、子育て世代に対して支援していくということで、町の未来に対する投資だということで、そちらのほうに重点的に力を入れて、予算を投入することによって、これからの玉村町をさらに発展させていくために、子供たちに元気になってもらうですとか、子育て世代に元気になっていただくとか、子供たちを支援していくことで、町の未来に投資していくのだというような意味での条例改正ということであると思っておりますので、そういうことでご理解いただければなというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 先ほど町長の施政方針の中からも話がありましたように、経常収支比率も96.1%と、そして財政調整基金から6億5,000万円取り崩すと、そういうお話がありました。来年度予算のことですが。そんな中で、この条例改正することによって、固定費が2,800万円出て、1か年のものでしたらいいかと思いますが、子供支援という、子供を育てるための支援ということでは決して反対ではございませんけれども、今現在のこの状況と、そしてこの議案も正直言って突然出てきた話で、ほかのことですと、例えばこういう問題ですと、常任委員会に1回付託して、練ってもらってとか、そういった段取りもちょっと不足かと思うので、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回のこちらの副食費の無償化につきましては、町長が選挙の中で公約にも掲げておりました一つだというふうに認識しております。そういった中で、2月に就任されてから今回までの期間というのはあまりなかったということがあって、議会のほうに詳しくご説明する時間がなかったというのは、誠に申し訳なかったかなというふうに思っております。しかしながら、先日の全員協議会の冒頭に子ども育成課長のほうから今回の内容についてはご説明させていただきました、その中で質疑もお受けしたということであろうかと思っております。そういった中で、まだ説明が十分でなかったというのであれば、これからはしっかりと説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 子育て支援については、本当に町の宝、国の宝ですから、大変重要であることは認識しているのですが、先ほど総務課長答弁の中で、投資だという話が出ましたね。その子供たち、過去に統計があるかどうか分かりませんが、玉村町は「子育てするなら玉村町」というキ

ヤッチフリーズの下に、結構子供たちにも手厚く支援してきたと思うのですが、その子供たちが成長して、玉村町に何%ぐらい残っているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 人口減少対策を担当しているということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思うのですが、今のご質問なのですけれども、確かに大学等に行って、またこちらのほうに就職したいというような、そういった方はいると思うのですけれども、その辺のそういう大学生とか、あとはそういう小さな子供さんにつきましても、明確にどのような状況であるかというのは申し訳ございませんが、ちょっと把握してございません。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 投資でしたら、ある程度返ってくることも考えてもいいかと思っております、そういった運動も併せてしたほうがと思いますが、我が家は3人子供いまして、2人玉村町にいますけれども、その比率でいけばそんなに減らないと思うのですが、出生率がまず1.2とか、こんな低い状況ですけれども、そちらも運動したほうがいいと思っておりますけれども、いずれにしても二千八百万円のこの来年度の予算については、ちょっと厳しくはないかと、もうちょっと検討の必要があるのではないかと思います、その辺はいかがでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 昨年10月から無償化が実施されております。この無償化によりまして、国が、国の基準の保育料で全額いきますということになりました。玉村町は、これまで国の半分弱、半分以下の保育料を取っておりましたので、国の基準に基づく保育料を全額頂けるということになりましたので、半年で6,500万円ほど収入が町にとっては増になりました。これを年間に直しますと、約1億3,000万円、今回はこの1億3,000万円のうち2,800万円を使わせていただくということでございます。玉村町は比較的公立が多い関係上、経費が多く入ってくるということでございますので、苦しい状況ではありますが、国の無償化によって浮いた財源をここで活用させていただくということでございます。

実際、おととしの12月に幼児教育の無償化の具体化に向けた方針ということで、関係閣僚合意というものがなされまして、今回の無償化によって、玉村町のように利用者負担を軽減していた自治体は、国、県の財源が入ってまいりますので、その分、町の財源負担が軽くなるわけです。先ほど申しした金額のような負担が浮いてくるわけです。この方針では、この財源を地域における子育て支援のさらなる充実等に活用することが重要であるということで、この趣旨を踏まえて独自軽減を行っていた自治体には対応にご配慮いただきたいと、こういう通知が出されておりますので、この辺も踏まえて

今回は実施させていただいたということでございます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） いろいろ皆さんの話を聞いていると、町長の公約にあったことだから、英断で行ったと。ただ、この子育て支援の充実というところには、40項目のいろいろな事業がございます。その中で今回7項目新規事業があります。年単発事業では健康の森児童館の改修事業、芝根小学校の放課後クラブの2,000万円、子育て世代包括支援センター事業、産婦健康診査事業とか、産後ケア事業とかというだけでも5,000万円の事業が行われると思います。さらに、小学校、中学校の一部の免除、歳入面では3,086万5,000円、これだけのお金を支出しているわけです。

それで、さらに国が10月から無償化になったところを何で町長、ここのところを計画したというか、英断で決めたのか、そこをちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 結局、今説明があったように、10月から消費増税に伴って、保育料の無償化という流れが出てきました。その中でいろんな状況があるわけですがけれども、その中から町に対して逆に支払われる金額があると。それで、まだ定かではないけれども、その消費税が2%上がることによって、また町に幾ら、今この金額はちょっとなかなか算定が難しいそうですがけれども、入ってくる金額があるという中で、この子育て支援を、やはりこの副食費というのが何か浮き出てしまった感じなのですよね、子育ての中での。そういう意味において小学校の給食費が2,900円、約3,000円、これが4,500円という中で、何か突出しているような金額が出たということもありますし、それで、その消費税での要するに子育て支援による還元金なんかありますので、とにかく今、いつの時代もそうですけれども、厳しいときこそ種をまいておけというのがありますので、そういった中での今回の施策ということだと説明させていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） そうすると、この5,000万円、今回の事業で単独で5,000万円があります。さらに、今続いている事業だって3,000万円があって、先ほど総務課長の話では公約であるからということ、町長は小中学校の給食費もいずれは無償化にしていきたいということだと思うのです。その中で私が思うに、手っ取り早くできるのがここの3歳から5歳のところをやって、2,800万円だからいいのではないのかという安易な考えでいると思うのですが、町長、これ両方足すと大体6,000万円です。町長が任期4年あったとして、そうすると2億4,000万円、先ほど町税がいいだとか、何とか税が少し上がるから大丈夫といったって、2億4,000万円の財源

をどこから持ってくるのですか。これ私なんかはそのほかにも新規事業がたくさんあって、スクラップ事業が全然なくて、先ほど渡邊議員も言いましたが、6億5,000万円も財政調整基金を崩し、またゼロ歳児から3歳児については、何の手当もないように思えます。私としてはこういう子育て支援をするのであれば、満遍なく子育て支援ができるような方策をしなければならないと思います。だから、この6,000万円、これ今現状で6,000万円ただでくれているものがあって、それを4年間続けた2億4,000万円、この事業が1回やったらずっとやるのです。途中でやめられない事業なのですよ、この事業というのは。それをここでたかだか2,800万円といえども、10年なら2億8,000万円、財源どこにあるのだということになると思います。それを考えたら、私はここに手厚くやるのはいいと思います。子供に本当に玉村町に住んでもらいたいから、そういった形でやるのは私はうんといいますが、やっぱりその先の先まで考えてきちんと提案してもらわないと私は駄目だと思います。何か答弁があれば。

◇議長（三友美恵子君） 答弁ありますか。

町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 一般質問でもありますけれども、その給食費の無償化というのは、それは化ということですから、そういった方向に流れは進んでいくということで、4年間で全部できるかできないかという、そういう形のお約束ではないわけです。それで、実際問題、角田町政のときも4分の1無償化して、踏みとどまっている現実というのは、そういう財政の壁だと思いますから、そこはちゃんと判断して運営するつもりです。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 私もその無償化とか、先ほど備前島議員も言いましたが、こういった形で無償化をするから選挙の公約みたいになっているようなことはよくないと私は思います。必ずやってもできないと思いますので、これは。それをただ無償化だから、これは関係ないよというような答弁をされたのであれば、それはでは何々化します。何々します。推進しますと同じで、でも読んだ人は「無償化はいつになるんだい」という問合せが結構私のところにも来ています。「いつから安くなるんだい」と。本当に子育てをしている人は厳しい中、玉村町で生活しているわけですから、そういうのもきちんと考えてやっていただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 先ほどの財源の話ですけれども、先ほど申し上げたとおり、今回は国の無償化に基づく財源の一部を活用させていただきました。実際、昨年10月、国の無償化以上に実施している自治体、県内にもありまして、実際第1子から無償化している自治体は県内に12町

村ございます。これは、山間部だけではなくて、榛東村であるとか、邑楽町であるとか、人口1万5,000人、2万5,000人という自治体も行っているということでございます。

また、第2子から無償化または半額程度の措置をやっている自治体も県内には20あるということです。実際太田市では、第2子は主食・副食費の半分を、第3子は主食・副食費全額を助成している。渋川市では第2子は副食費を無償にしているという状況です。全国的にもこういった動きは急激にというわけではありませんけれども、進んでおりまして、大きな自治体でもこういった措置は行っておりますので、報告をさせていただきます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。

1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） すみません。今、今回のことに関しましては、先ほども何度もいろんな方が説明をしていると思うのですが、ゼロ歳から3歳児の方の待機児童がいらっしゃるというような状況もお伺いしましたし、そこには何としても後にして、今いる3歳から5歳児の副食費を何とか充てるといのはちょっと私もどうかなというふうに思いまして、実際何でそれを言うかといいますと、私ども職場で子供が生まれて、1歳児から結局預けられなくて、仕事に行けないというご家族が何人もいらっしゃるのです。結局そういう人たちは親とかがやっぱり近くにいないくて、どうしても預けざるを得ないというような状況の中で、仕事もしていかないと、自分たちの生活もやっぱり成り立っていないというような現状の声もすごく多く聞かれています。

そういった声もあって、待機児童もいてという、その現状は分かっているながら、どうしてそこに手をつけないか、どうしてその事業をやらないかというのは、私もすごく疑問を感じます。本当に「子育てするなら玉村町」と言いながら、外の方、いわゆるずっと玉村町に住んでいる方ではなくて、外の方がやっぱり玉村町の中で子育てするならとって移住をしてくる、生活をしていくという中で、そういった方々に対してどうして見てくれないかなというか、そういった部分というのを感じるのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 今おっしゃるとおり、3歳未満児については、現在待機がいるような状況でございます。ただし、現在準備を進めておりまして、保育所を新たに来年度4月から1つオープンして、再来年度4月にもオープンして、これらの受皿を整備しようとしているところです。これが充足をしてからやるのが適切な時期ではないかと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 充足するのもそうだと思いますけれども、今の生活というのもやっぱり大変

な部分というのはあると思うのです。それを逆に返せば、仕事に行きたいけれども、仕事に行けない。仕事に行けないから、その職場の中で欠員が出てしまって、結局その仕事が回らないというような現状も出てきているという、いわゆるその社会構造的な問題というのにもなっているのではないかなというふうには思うのです。そういうのを考えたとすれば、切にやっぱりそこに私としては何とか町としてのサポート、町としての考えというところをしっかりと示さないと、では副食費は10月からになりましたから、ではそれ以外の方もそうですよという形ですのではなくて、やはりゼロ歳から3歳児、もう何度も言いますが、そういった方々に対してのやっぱりサポート、町としてのその体制というのをつくらない。つくらない。これからできたらやりますよと言いながら、今のその財政の中、厳しいというのはすごくあると思うのです。ですので、そういったところを私としてはもう一度考え直してもらいたいというところと、私が思うのに、こういった重要な案件って、やっぱり先ほど渡邊議員も言いましたけれども、常任委員会等でもう少し全協ではなくて、常任委員会の中でしっかりこういうことをという趣旨説明をしながらやったほうが私としてはいいのではないのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 全協では説明させていただきましたが、常任委員会では説明はしておりません。その点はおわびしたいと思いますけれども、3歳未満児の支援につきましては、現在受皿の整備に全力を尽くして努力しているところですので、その点をご理解いただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） ほかに。

3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 町長が小中学校の給食費無償化という公約を掲げて見事当選されました。おめでとうございます。私は、この公約というのですか、政策、非常にいいと思っていた。楽しみにしていたのです。そうしたら何か目先の変ったこういうのが出て、ちょっと残念だったのですけれども、今後その小中学校の給食費の無償化に取り組むつもりはありますか。恒久的な財源が必要ですから、時間がかかると思うのですけれども、どうなのでしょう。ぜひ取り組んでもらいたいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 話は大きくなってしまいますけれども、ワールドワイドになってしまうわけですが、北欧社会では本当に教育費も含めて大学までは無償化という形で来て、その中で日本社会と比べるともう親が必死になって、2人で稼いでいる家庭はともかく、独り親だと本当に大変なのです。そんな中、親が必死で稼いで子育てをしていくと、命を削って子育てし、終わったときその子供は非

常に親に感謝しますよ、それは当然。だけれども、今度はそういった教育に社会が教育費を面倒見て子育て成長させていった社会で育った子供たちは、もちろん親に対する感謝とともに、こういう社会に対する感謝というのが起きる。これは、道徳心という意味においても、非常に大事なことだと思います。

そういう意味において、その教育費、今の日本の場合は、要するに若い人たちの、勤労者の4割が非正規雇用、それで若者の半分以上が非正規雇用という中で、本当に人生設計がなかなかできないような状況があるわけです。そういう状況を踏まえたとき、やはり日本もいつかは、そう遠い将来ではない先に無償化という形の流れというのは、大きな政治の流れとして出てくるものだと思います。

それで、例えば今のアメリカ大統領選でも、一方の当事者は大学でのローンですか、学費の免除とか、そういうふうに言っているけれども、そうはともかく、やっぱり大きな今、社会の岐路に立っていると思うのです。そういう意味において、小さな、確かにこの町にとって大きな金額かもしれないけれども、こういったものを今はこの小さく確実に打ち出すことがやっぱり数年後、10年後の町の子育て、少子化対策には確実に役に立つのだと思っています。そういうことです。だから進めたいのです。そうです、もちろん。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 本筋は、小中学校の給食費無償化ということだと思います。そうすると、ここでちょっと余分なお金を使うのが、案外先々足かせになるような、そんな可能性もあると思うのですけれども、どうですか。そうすると余分なお金使うことによって、小中学校の給食費を無償化する時期が先送りになってしまうという可能性もあると思いますけれども、いかがですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回の無償化につきましては、子ども育成課長のほうからの答弁にもありましたけれども、財源の裏づけにつきましては、国の無償化制度によりまして、町がこれまで負担してきた部分というのが軽減されたということでもありますので、その部分について今回活用させていただくということでもありますので、負担がないとは言わないのですけれども、今回はその国のほうからの予算によって町の負担が軽減されているということでもありますので、今後例えば小中学校についても、さらなる軽減を図っていくということについては、今後どういう状況になるか分からないのですが、それについては今後検討していくということになるのかなというふうには思っております。

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 条例案の審議に関して、地方自治法で条例その他の案件が新たに予算を伴うものであるときは、町村長はその措置が的確に講じられる見込みが得られるまでは議会に提出してはならないと規定していると、こういうことなのですが、これについては今どういうお考えだったのでしょうか、今回この条例案を出すに当たります。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 今回は3月議会で、当初予算に関連した議案ということで提出させていただきました。先ほど御覧になっているのは、地方自治法第222条でしょうか、予算の見込みが得られたと、当初予算は提出してあります。財源も収支の均衡を図って提出させていただいておりますので、計上させていただいている状況の中で、条例案も同時に出したと、地方自治法に沿って提出させていただいたということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 来年度の予算に入っているもので、要するに案として出されているのは分かります。ただ、予算委員会もこれからという状況の中で、案として見たので、その的確に講じられる見込みが得られたと、そういう判断をされているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午後0時34分休憩

午後0時35分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回新年度予算と併せて条例改正も先に出させていただいているということですので、それを併せて審議していただくということだと思いますが、その予算の前に今回条例改正をさせていただいて、予算のほうもその後に審議していただくという順番になってくるのかなというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 先ほどから何人かから出ているのですけれども、私はやはり唐突だったという感じがしまして、常任委員会なり、どちらかで議論した上で出していただければよかったかなと、

そういうふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

〔「異議あり」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 異議がありますので、起立による表決を行います。

本議案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（三友美恵子君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。1時半まで休憩といたします。

午後0時37分休憩

午後1時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇

○日程第16 議案第13号 玉村町商工委員会条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第16、議案第13号 玉村町商工委員会条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、議案第13号 玉村町商工委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町内金融機関名等の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、「かみつけ信用組合玉村支店長」を「ぐんまみらい信用組合玉村支店長」に改め、「桐生信用金庫玉村東支店長」を削除するもので、それに伴い人数を「8名」から「7名」に改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第17 議案第14号 玉村町企業立地促進条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第17、議案第14号 玉村町企業立地促進条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第14号 玉村町企業立地促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町における企業立地の促進を図るため、企業立地促進奨励金の交付対象を広げること及び同奨励金の交付を企業の操業開始後にするため、所要の改正を行うものであります。

改正の概要を申し上げますと、1つ目の奨励金の交付対象を広げることにつきましては、土地購入企業と建物を建設して進出する企業が親会社・子会社の関係を有する場合は同一企業とみなし、それらの者も奨励金の対象となるよう改正を行うものです。

2つ目の奨励金の交付開始を企業が操業開始後に改めることにつきましては、条例の目的の一つが「雇用機会を拡大させる」ことであるため、操業開始、すなわち雇用が拡大された後に奨励金を交付することにより、条例の目的に沿った交付方法とするものでございます。

なお、奨励金は企業立地に伴い、企業が取得した固定資産に係る固定資産税の額に相当する額であります。土地を購入して建物を建設する際、初めて土地に対して課税される年度と建物に対して課税される年度にずれが生じてしまう場合がございます。

奨励金は、毎年度交付申請書を提出していただく必要があるため、このような場合は現行では4か年にわたり企業で交付申請の手続を行う必要がありますが、条例改正後は操業開始後3か年となり、企業の申請手続に係る負担を軽減することにもつながります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第18 議案第15号 玉村町勤労者センター設置及び管理条例及び玉村町消費生活センター条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第18、議案第15号 玉村町勤労者センター設置及び管理条例及び玉村町消費生活センター条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第15号 玉村町勤労者センター設置及び管理条例及び玉村町消費生活センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町勤労者センターの敷地が分筆されたことに伴い、玉村町勤労者センター及び玉村町消費生活センターの地番を改正するものでございます。

玉村町勤労者センターにつきましては、今までJA佐波伊勢崎のメモリアルホールと同一敷地内でしたが、その敷地が令和元年11月5日付で分筆され、玉村町勤労者センターの敷地は「下新田227番地10」となりました。同じ理由で、同施設内にあります玉村町消費生活センターにつきましても、同地番に変更するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第19 議案第16号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第19、議案第16号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第16号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の

一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年5月に市街化区域編入を予定している高崎玉村スマートインターチェンジ北地区において、産業拠点にふさわしい良好な環境の創出と保全を図るとともに、周辺環境と調和した魅力と活気あふれる産業団地の形成を図ることを目的に、地区計画を設定するため、玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、条例の適用対象区域に高崎玉村スマートインターチェンジ北地区地区整備計画区域を加え、制限する事項に、建築物の高さの最高限度を加えるものです。なお、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区地区整備計画区域における制限内容については、区域を3地区に分け、それぞれに建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度の制限、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の制限を設けるものです。

施行日は、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区地区計画に関する都市計画の変更の告示の日となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第20 議案第17号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第20、議案第17号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等

に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第17号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、玉村町消防団における機能別団員制度の導入及び出動手当の支給に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、機能別消防団員制度の導入に伴い、新たに団員を「基本団員」、「機能別団員」の2種類に区分し、それぞれの定数を定めるものです。

また、出動手当の支給につきましては、出動手当の対象となる事案、出動時間と金額を定義したものでございます。

なお、その他の改正といたしまして、消防団員となり得る者の定義に、在勤・在学を加えるとともに、機能別団員の公務災害及び退職報償金の取扱いについての定義を加えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 1つお伺いしたいのですが、消防団員の今の定数は155名ですね。それで、さらに役場の職員の方というか、機能別団員15名を加えて全部で155足す15で170名と、人数的な内訳はするのですが、現在消防団員が十何人欠員がいて、給料を払っていない方がいると思うのですが、今の155名中、今、消防団員となっている方は何人になるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今現在、基本分団、今の消防分団、消防団の分団員としましては、155定数のうち、たしか今現在11名欠員が生じております。その分団員の中に、ちょっと私質問の趣旨が違っていたらあれなのですが、役場の職員は約30名程度在籍をしております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） そうすると、機能別団員として15名を選んでいるわけですから、役場としては45名ぐらいの方がその対応に当たるという形になると思います。それで、このことについて、私なんか十何年前にも消防にいたときに、やっぱり出動手当を出したらいいのではないのかという話は出ておりました。やっぱり公務ですので、結構一番長かったのは学研のときの火事なんかは20時

間以上ついていたりとか、数年前にあった建物火災というか、倉庫が大分燃えたときなんかは、もう消防団員が朝まで張りついていて、大変な思いをしていたのも私も分かります。

その中で、消防団の再編を今決めているときですよ。むしろこの消防団の再編が決まったら、もう一回この条例は出し直すわけですか。人数が変わりますよね、統合したとき。そういうのも加味して今出したのか、それとも今取りあえずやっておいて、また3年、4年後に編成が変わったら、もう一回これは出し直すのか、そこのところをお聞きしたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） ご質問のとおり、今回の改正につきましては、役場のOB分団が新たに編成されるという部分において条例改正をしたわけですが、今後消防団の再編・統合とかはありますと、当然人数変わってきます。そのあたりが本分団員に関しましては、退職報償金の対象になりますので、その人数の算定基礎は条例にうたっていないと、そちらに算定されないということがありましたので、今回につきましては、今決まっているものだけで、今後再編が進む、また機能別でも災害時の分団とか、あとは女性、学生分団とかも今後編成していく計画になっておりますので、そのあたりが決まった時々において、条例の改正は必要となってくるということでご理解いただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 3回目ですので、この条例は令和2年4月1日からの施行となっております。予想はできないでしょうけれども、例えば台風の準備、台風が来るので、土のうを積んだりだとか、そういうので4時間以上3日間があった場合、その100人ぐらいが出て3日間ということは、4,000円掛けると40万円ですよ。それが3日間というと120万円ぐらい経費的にはかかるかと思うのですが、そういった試算の金額というのは今年度、令和2年度に関しては、幾らぐらいを考えていて、さらにそれが増えた場合は補正で払うのか、どういうやり方でやるのか、その辺の支払いの方法を教えてくださいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） こちらは今現在、令和2年度の新年度予算といたしましては、おおむね火災をたしか4回ぐらいだったと思います。災害につきましては、2回程度を予定、予定と言ったらおかしいですけども、想定をして予算のほうを立てさせていただいておりますけれども、もちろんその時々で変わってくるとは思いますけれども、基本的には予算の範囲内というのがどうしてもこういうものに関しては付き物にはなってくるのですけれども、実際災害が物すごく長くなるとか、長時間の例えば糸魚川の火災のようなものが何日間も続くなんていうことになったときには、またそ

のときに考えさせていただきたいなというふうには思っております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 1 議案第 1 9 号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の廃止について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 2 1、議案第 1 9 号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 1 9 号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の廃止についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町宅地造成事業特別会計の目的が完了することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

玉村町宅地造成事業特別会計につきましては、文化センター周辺土地区画整理事業での用地取得、販売の事業実施に当たり設置していましたが、起債の償還が完済し、今年度末をもって販売業者であるトヨタウッドユーホーム株式会社へ全ての土地を引き渡すため、当初の目的が完了し、特別会計を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） この特別会計は、仕事が終わって、全部の売渡しが終わったという形で事業を閉めるわけでございますよね。その中で、最後は4区画、バスターミナルを予定していたところは、今年度事業で4区画を売却をして、そのお金が今年度で入って、それでその特別会計を締めるわけですが、私の記憶だと、まだ玉村町の不動産屋さんが持っている土地が6区画だか7区画ぐらいあって、そのまだ売渡金が入ってはいないですけども、その売渡金の大体の金額と、売れたときのお金はどこの会計に入るのか教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

玉村町の不動産業者を介して販売する予定のものが今年度16区画あったのですが、まだ一部6区画ほど売れ残っているところがあります。そちらにつきましては、令和2年度の一般会計のほうへ入れさせていただきます。今回の特別会計は、この後補正もありますけれども、先ほど議員さんがおっしゃったとおりで、補正もあるのでありますが、それが終わってから締める形になります。ですので、一般会計のほうへ2年度売れ残ったところは入れることになりまして、金額的には補正予算のほうは4区画分ということで2,422万円ほどなのですけども、あと来年度予算につきましては、町内不動産業者を介してその6区画を仲介していただきますので、その事務手数料というのですか、そちらについての金額相当分、約6区画分の手数料の金額をお支払いすることとなりますので、それは令和2年度の当初予算で計上しております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 金額は幾らでしょうか。手数料と土地売渡金も入っているのではないですかね。それで両方で大体五千何百万円ぐらいだったかなと思うのですが。

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 令和2年度につきましては5,342万3,000円ということになっております。

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第22 議案第20号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

○日程第23 議案第21号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第24 議案第22号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○日程第25 議案第23号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○日程第26 議案第24号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○日程第27 議案第25号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（三友美恵子君） 日程第22、議案第20号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第8号）から日程第27、議案第25号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第20号から日程第27、議案第25号までの6議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第20号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1億7,158万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を112億1,415万6,000円とするとともに、繰越明許費の設定と地方債の追加及び変更をするものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体的には事業費の確定や入札差金、各種経費の節減による減額等でございます。

歳入の主なものでございますが、町税では好調な企業業績の伸びを受け、法人町民税について1億円の増額を見込むとともに、地方交付税では普通交付税の確定により、1億5,565万円の増額となりました。

また、寄附金では、民生費寄附金として15万円、総務費寄附金として15万円の寄附がございましたので、寄附者の意向により、それぞれの用途への充当及び基金への積立てをさせていただくとともに、魅力ある地元特産品の開拓により、当初6,000万円を目標としていたふるさと寄附金につきまして、想定以上の寄附が見込めたため、1,300万円を追加させていただくほか、繰入金では宅地造成事業特別会計から土地売払金として2,422万2,000円、繰越金については1億円を追加いたしました。

一方、国・県支出金では、事業費の確定等により、総額で1億9,593万2,000円の減額のほか、町債についても同様に、1,380万円の減額になるとともに、諸収入につきましてもプレミアム付商品券販売収入の低迷などにより、1億516万円の減額となりました。

次に、歳出の主な増額予算につきましては、ふるさと寄附金の増加に伴う返礼品等の追加やサービス利用者の増加に伴う障害者自立支援費及び障害児通所支援費の増額、下水道事業特別会計への繰出金の追加、保育施設及び学校施設に係る施設修繕費の追加のほか、国の補正により、未就学児の集団移動経路安全確保緊急対策として、道路の安全点検で指摘のあった箇所について改良工事を実施できる見込みとなったため、その事業費を計上させていただきました。

これらにより、2億円を予定していた財政調整基金の取崩しは行わず、2億円を積み立てるとともに、イベントのみならず、地域振興による町の活性化を図るための財源確保として、ふるさと創生基金に1億円を積み立てることといたしました。

これに伴い、令和元年度末の財政調整基金残高は約4億8,000万円増加し、17億円程度とな

る見込みとなり、またふるさと創生基金残高は約7,900万円増加し、1億3,500万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の設定につきましては、先ほど説明いたしました未就学児集団移動経路安全確保緊急対策事業を全額繰り越すほか、町道103号線道路改良事業について完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越すものでございます。

また、地方債の変更につきましては、未就学児集団移動経路安全確保緊急対策事業に伴う追加及び昨年の台風19号の被害について、災害復旧事業債の対象として認められたことによる追加のほか、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額でございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第21号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億1,762万8,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入におきましては、収入見込みに伴う国民健康保険税の減額並びに滞納繰越分の増額、交付額等の確定に伴う県支出金、一般会計繰入金及び基金繰入金の減額、前年度繰越金、前年度保険給付費仮算定に伴う精算金及びシステム改修に伴う国庫支出金の増額でございます。

歳出につきましては、国の制度改正に伴うシステム改修の増額、今後の支払い見込みによる医療給付費の増額及び減額、前年度保険給付費仮算定精算に伴う県償還金のほか、事業費の確定等による増額を行うものでございます。

次に、議案第22号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,558万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,285万7,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入については、制度の見直しにより保険料の軽減率に変更されたため、後期高齢者医療保険料を1,305万6,000円増額するものでございます。また、人間ドック検査費用助成金の繰入金を11万2,000円、後期高齢者医療広域連合人間ドック助成金を56万円それぞれ減額、平成30年度の事務費精算分として繰越金を320万円増額するものでございます。

歳出については、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料納付金を1,480万9,000円増額、人間ドック検査費用助成金を67万2,000円減額、平成30年度の繰越金として、一般会計へ返還金を144万7,000円増額するものでございます。

次に、議案第23号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に758万8,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を26億1,926万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費が国庫補助対象となるほか、総務費の増額による負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。また、地域支援事業費の総額が増額になることに伴い、負担割合に応じて国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び介護保険料を増額するものでございます。

次に、歳出では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の実施に伴い、総務費に13万8,000円を追加するほか、ふれあいの居場所づくり事業における補助対象箇所の確定及び認知症地域支援推進員として業務に当たる正職員の保健師に係る給料・手当等が地域支援事業交付金の対象となることにより、一般会計から予算を振り替えるため、地域支援事業費に総額で745万円を追加するものでございます。

次に、議案第24号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,880万円を減額し、総額を12億3,830万円と定めるものでございます。

主な補正内容ですが、今年度は企業会計移行前年度という特別な年度であり、例年と違い出納整理期間がなく、3月末日をもって出納が閉鎖されます。このため、4月以降に収入が見込まれる下水道使用料については、今年度の収入とならないため、これに見合う分を減額するものでございます。なお、これにより歳入不足が生じますので、雑入として受領した消費税及び地方消費税還付金を予算計上するとともに、一般会計繰入金を増額することで予算収支を調整いたしました。そのほかにつきましては、受益者負担金等の特定財源の調整や事業確定による建設費の減額及びこれに伴う地方債の補正などでございます。

次に、予算科目ごとの増減額についてご説明します。

歳入については、下水道事業受益者負担金を58万1,000円、一般会計繰入金を400万円、雑入を1,660万1,000円それぞれ増額するとともに、下水道使用料を2,777万4,000円、前年度繰越金を120万8,000円、下水道事業費を7,100万円それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を188万円、特定環境保全公共下水道維持管理費を275万5,000円、公共下水道建設費を1,022万円、特定環境保全公共下水道建設費を6,374万5,000円、利子償還金を20万円それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第25号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,422万2,000円を増額し、その総額を5億8,208万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、第Ⅱ期町分譲地16区画の売払金額の確定と、交通ターミナル整備位置の変更により、当初の交通ターミナル整備予定地について、販売事業者であるトヨタウッドユーホーム株式会社に販売することとなったため、歳入を2,422万2,000円増額し、同額を歳出で一般会計に繰り出すものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で6議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第22、議案第20号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第8号）、これより本案に対する質疑を求めます。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） このページ数でいくと50ページになるのですが、ふるさと創生基金を1億円積み立てるという先ほどの町長のお話にあったのですが、これ町長が委員長のとときに、委員長報告でふるさとまつり・花火大会についての調査という形で、議会だより12月定例会に提出してある書類なのですが、ふるさとまつりや花火大会は現在ふるさと創生基金を原資として実施しているが、本年度現在高は3,237万円余りとなっており、町の財源が厳しい中、多くの事業が縮小や削減されている現状がある。しかし、縮小や削減ばかりでは町は活性化しない。事業を継続するにはどうしたらよいかを第一に、開催規模、時期、場所などを総合的に検討し、歴史ある事業が継続できるように進められたいと書いてあります。現在、3,500万円お金があれば、大体花火大会が1,200万円、ふるさとまつりが最初でしたら600万円、その他体育祭、それと産業祭等を入れても2,500万円は使わないと思うのです。そうするとその4回分の、4回分と言ったら悪いですけども、自分が町長をしているときの分をキープしておこうというか、そこのふるさと創生基金に繰り込むというのは、何か合点がいかないのです。

先ほども、私は宅地造成事業特別会計の予算の推移と事業の計画について聞いたのですが、事業はお金がなくなった時点で一般会計から繰り出すこともできるわけですから、またこれは一般会計に繰入れをしたわけですね、あれは。そうなるとこの3,237万円、一応先ほど言ったときは1億3,500万円余りがあると言いましたが、それは目的があって、ふるさと創生基金として使って、終わったら今度は一般会計からやっぱり先ほど委員長が言っているように、事業のやり方、仕方を考えて、歴史ある事業が継続できるように努めると、これが先ほど自分が議員で私の隣にいたときに報告した報告書で、今度はそれを何か1億円をそちらのほうに入れると、そしてそのお金は1億円はやっぱりこのコロナウイルスだとか、いろんな災害だとか、何か起きたときのために積んでおくもので、目的が決まった、その4つの目的が決まったところに積むというのはちょっとおかしいなと思って、それだったら財政調整基金に2億円ではなく、3億円を積み立てたほうがやり方としてはきれいなのではないのかと思うので、その辺について町長、お聞かせいただければ。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） ふるさと創生基金に1億円を基金として積むということについてでございます。町長の提案説明にはあったかと思うのですが、地域振興を図っていくということで、今回補正予算等で減額補正をさせていただいた部分の一部をふるさと創生基金のほうに積ませていただくということでありませう。

ふるさと創生基金につきましては、浅見議員おっしゃるとおり、3,200万円程度に今なっておりますということでありませう。今後ふるさとまつりにつきましても、地域の祭りとして、それから祇園祭とふるさとまつりとを分離していくというようなことで今検討を進めているというようなところであります。産業祭等につきましては、これからはしっかりと町を盛り上げていくという意味で、地域振興の意味で積極的に進めていきたいというような話もございました。そのほかにも体育祭ですとか、そのほかの事業につきましてもしっかりとやっていきたいというようなお話があったと思ひます。

ということでありませうので、花火大会につきましては、実行委員会等の中でも話が出ていたと思うのですが、令和2年度については休止しますよと、3年度以降については継続して実施していきたいと、令和2年度については東京オリンピックに伴う警備体制が万全にはいかないということ、やむなく休止という判断をさせていただいたということでありませう。通常ならば、継続して行っていたということであったかと思うのですが、今回の場合については特別の不測の事態ということもあつて、安全に開催できないということも含めて休止と。しかし、町長の説明にもあったかと思うのですが、3年度以降については継続してやっていきたいというような説明もあつたかと思ひます。

そういった意味も含めまして、町を元気にしていきたいということで、そういったイベントや、お祭り等を使って、地域を活性化して町を盛り上げていきたいという思ひもあつて、今回1億円のふるさと創生基金として積ませていただいたということかなというふうに思ひます。来年度、花火をやらないのだから、そのお金がなくてもできるではないかと、それ以降にふるさと創生基金として積んでもいいではないかというようなご指摘かなというふうに思ひますが、町民にとって、ここでふるさと創生基金としてやっていくのだというような町長の強い意思表示をするということが町民に対する元気づけるというための意思表示かなというふうな意味も込めてのふるさと創生基金への積立てかなというふうにも思ひております。

災害とか、今回のコロナウイルス等に対する対策のために財政調整基金として持っていてもいいのではないかというようなお話もあつたかと思ひます。そちらにつきましても、今のところまだ財政調整基金のほうは10億円以上ありますし、万が一何かそういった大きなことが起きたとしても、緊急的に対応できるだけの予算は確保できるかなというふうに思ひておりますので、今回については1億円をふるさと創生基金として積ませていただいて、町を将来的にもこれからも活性化させていきたいと、地域振興を図っていききたいという強い思ひを込めてのふるさと創生基金だったかなというふうな

思っております。

◇議長（三友美恵子君） 町長が答弁あるそうです。

町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 補足ということではないですけども、要するにここへ積み立てたから、4年間で使い切って終わっていかうと、そんなものでは全然ありませんので、結局ふるさとまつり、花火大会も実行委員会がそれぞれあって、それぞれの会議の中で決定されていくわけですので、ちゃんと段取りを踏んで今後の玉村町の祭りや花火大会はどんな形でしていこうかというような確実な、着実な、しかし祭りや花火大会も含めて、そういった伝統的なものは絶やさない方向での努力はしていこうというつもりで、決してこれをもってみんなどんどんやっけてしまおうと、そういうつもりはさらさらありませんので。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） いや、私は石川町長と同じで、花火大会は継続してもらいたい。ふるさとまつりもどんどんやっけてもらいたい。ただ、私は町の貯金である財政調整基金を6億5,000万円崩しておいて、そっちの残高のほうは6億5,000万円使って、この財政調整基金がいろいろ差金だとか、あとは入札差金だとか、そういった形で余ったお金をふるさと創生基金に積むのではなく、3,500万円を使い切ったら、新たに一般会計からちゃんと理由をつけて使えるわけです。1億円をふるさと創生基金に積み立てなければ、財政調整基金からの繰入れはその分5億5,000万円で済むわけですから、当初予算にも関係してくるわけだから、6億5,000万円崩すことなく、1億円をそこにに入れておけばいいわけですから、そうすれば段階的な金額は18億円から5億5,000万円崩してあるのだから、それを努力して、また残していただければいいわけですから、別に私はふるさとまつりをやるとか、花火大会をやるなどかと言っているわけではなく、入れるお金の場所です。例えば私が会社やっていて、銀行から6,500万円借りて、それでいてその6,500万円で、本当は1億円持っているのだけれども、それを群銀の定期にしておこうと、いつかは自分が都合がいいときに使い下ろせると、そういうのは借りるときに、その1億円があるのであれば、5,500万円にするとか、そういった形で普通の民間企業は考えるわけだから、その入れる通帳を定期にするか、一般に入れておくかの違いだと思うのです。それをだから私はその1億円をわざわざ何でそんなところへ入れなくたって、私はどんどん賛成しますよ、町長。だから、それ一般会計から出して、理由が合えば皆さん賛成してくれるわけなのだから、わざわざそこに積む必要がないと言っているだけであって、その辺についてご答弁を頂ければ。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 確かに浅見議員のおっしゃるとおり、お金をどこに置いておくかということのかなというふうに思うのです。今回については財政調整基金に1億円置いて、そのまま取っておくか、ふるさと創生基金として使用目的をある程度定めて基金として1億円を置いておくか、その違いのかなというふうに思います。でありますので、決してお金がなくなってしまうわけではないということで、それを使ってしまいうわけではございませんので、今後有効的に使っていくという意味と、それから先ほど申しました地域振興を図っていきたいという思いを込めて、そちらのほうにふるさと創生基金に一旦積ませていただいたということでありますので、ご理解を頂ければというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。3回目です。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 先ほどから言っておりますが、お金をそこにわざわざ積む必要はないのですよ、だって。何で積む理由があるのですか。終わったら、こういうのは基金は先ほどの土地だってそうですけれども、これは目的が終わったら、1回ゼロにして、その会計はなくすのですよ、普通。会計からしたって。そして、そこからちゃんとまた一般会計から予算を取ってやっていけばいいことだし、足りなければ補正予算だってできるわけだし、今までだってそういうふうに来てきたわけではないですか。だから、何で積むのだということです。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） ご指摘のことも重々理解しております。過去のふるさと創生基金の経緯とかを申し上げますと、平成の大合併のときに、ふるさと振興基金ということで、合併のときの清算金として1億4,000万円ぐらいをふるさと創生基金に積み立てたこともございますし、そのほかにふるさと納税も、ふるさと寄附ですか、そういったものですか、様々な寄附等についてもふるさと創生基金のほうに積ませていただいたという経緯もございます。でありますので、その時々で予算の使い方というのですか、が可能になった段階で、その時期を見て基金に積み立てるというのは必要なのかなというふうに思っておりますので、今回3億円ほど補正の減額に関するものですか、それから地方交付税の増加分ですか、あとは法人町民税が予想よりも多かったということで、3億円ほどありましたので、その部分について1億円をふるさと創生基金に積ませていただいて、今後の地域振興に役立てていくという強い意思表示を示させていただいたということでありますので、何とぞご理解を頂ければというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） ふるさと創生基金の積み方とかいうのは、積んだものというのは、もともと

が竹下内閣のときの1億円が始まりで、その後いわゆる地方で使えるお金という形で、いろんな形で交付金が来たときに、取りあえず使える、要するに地域振興のために使うものだということで、このふるさと創生基金をつかって、残高がどんどん、どんどん増えていって、あとは使い道が決まって使い始めてきたということだと思のです。近年、十何年については、使い道が大体固定化して、その固定化してきたのが、地域の振興という意味合いから、ふるさとまつりとか、花火大会とか、産業祭とか、体育祭というものに限定してやってきたと。

他町村のやつを見ますと、そういうような事業というのは、あえてそういう基金から使っているわけではなくて、一般会計の中から当然予算化してやっているという形ですよ。最近で基金に積増しになったのは、先ほどの合併のときの話と、それからふるさと納税でお金が入ってきたときに、一時的どこも何々というので、こういう用途というのはなかったもので、取りあえずここに使ってという形で、今これからのふるさと納税のものについては、何々に使うとかというようなことが決まってきましたので、この基金には積まなくなってきたと思のです。

考えてみると、この基金に積んだお金というのは、そういう意味合いのあるものだけが積まれてきていたのですよね。今回はそういうのを関係なく、要するにその1年間のやった中で、いろんな形で努力してお金のできたので、それを一般の財政調整基金とふるさと創生基金というふうに分けたと。だから、そうすると今までのふるさと創生基金に積んできたものと全然意味合いが違って、一般会計のお金の中からふるさと創生基金にぼんと載せた形になって、ちょっと異常な載せ方というふうな言い方してしまうとおかしいのですが、なるのですよね。先ほどの定期だとか何とかということではなくて、本来、だからその一般会計のほうの財政調整基金に載せておいて、またはその一般会計の使えるお金にしておいて、用途が限定される前の中からいろんなものに使うというのは結構だと思のですけれども、用途が決まってしまっている基金にあえて1億円を、今までと違うお金が来たのではなくて、自らお金を懐から出すということについては、ちょっと違和感を感じるのですが、そのところはなぜ今回はいわゆる一般的な何かいろんなものが来たあれではなくて、臨時的なものが何もなくて、このふるさと創生基金に、例えば1年分ぐらい確保したいなというのなら、あと3,000万円とか、2,000万円とかというのは分かるのですけれども、1億円という切りのいい数字なので、どういうことなのですかねということをお話をちょっと説明をしていただけませんか。何かやっぱりちょっと事業をやることの話ではなくて、お金のその積み方の話だとか、今後の話の中で、町長がいや、ふるさと創生基金をそこで1億円積んで、実は来年こういう大きな事業を予定しているのだとかというのとかもしあるとすれば、そういう事業を予定しているのだというので、また話をすればいいことだと思いますので、今回なぜここで1億円なのかなというのを納得のいくように説明をちょっとお願いしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 説明が繰り返になってしまうのですけれども、石内議員ももう既によくご存じだと思うのですが、先ほど来から説明しておりますように、1億円をふるさと創生基金で、残りの2億円を財政調整基金にというようなお話で、その1億円はなぜ1億円なのかと、あとは今それを積まなくてもいいのではないかと、今までのやり方と少し違うのではないかとというようなお話かなというふうに思うのですけれども、金額については幾らというふうなものを、1,000万円でもいいではないかとか、例えば5,000万円でもいいではないかと、そういう話もあろうかなと思うのですけれども、今回については1億円ということで相談させていただいて、決定をさせていただきました。なので、どうしても何かこれからこういった事業で1億円必要だから、その部分として1億円を確保したいということではなくて、将来的なものも含めて1億円のほうをふるさと創生基金に積ませていただいたということでもあります。

時期につきましても、今回こういった形で補正予算の減額分というのですか、が発生しましたので、その部分について財政調整基金と、それからふるさと創生基金とに分けて積ませていただいたということでもあります。今後についてももしこういったことがあれば、その都度またふるさと創生基金に積むということもあろうかなというふうに思うのですが、今までそういうやり方をやってこなかったというのもあろうかと思うのですけれども、ある程度そういった地域振興というものをこれからしっかりやっていきたいという思いがあつての基金への積立てということでご理解いただければなというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 説明はよく分かりました。説明は非常によく分かったのですけれども、今までと違うように、剰余金、いわゆるその戻しが来たお金をあえて今回ふるさと創生基金に積む。金額はほんの1億円だというような感じ、すごい1億円だと思うのです。さっき浅見議員がちょっと言いましたコロナウイルスの関係だとか、コロナウイルスもそうなのですけれども、私は去年の台風災害とか、今年は、あれはめったにない災害なので、これからはそんなにないよねという話ではなくて、今後いつ起きるか分からないよねと、いろんな形でそういうものがひしひしとを感じる時期なのです。そうするとそのときにお金として使えないお金を、そういうものに使えないお金を積んでおくよりは、それにも使えるし、そのふるさとの振興のためのものにも使えるしというような形でいけば、やっぱり口座としては、ふるさと創生基金ではなくて、財政調整基金のほうに積んでおいたほうが、それをもって事業がやれなくなるという話は全然ありませんので、また新たな地域の振興のための新しい事業も新しい町長になって摸索するのだらうと思いますし、そういうときにはその予算化もすることだと思いますので、そういうのを計画するときにも、いや、財源はふるさと創生基金があるからさという話ではなくて、やっぱり財政の健全化をしっかりやっていくということからすれば、ここでふるさと創生基金に1億円積むのではなくて、財政調整基金のほうに積んでいて、いろんなものに対応し

ながら、また新たに資金源をつくってものをやっていくというほうがいいのではないかと思うのです。このふるさと創生基金については、最初の竹下内閣のそのお金が入ってくる、1億円ぼんと入ってくるものからなってきましたので、使い勝手がいいような形だけれども、その分財政を圧迫する、結果的には圧迫するようなことにもなってくる可能性のあるものですから、逆に言うと会計としては基金のやつは1回精算をして、しっかり事業見直しをして、町民のための資金を捻出して事業をやっていくべきと私は思いますが、その辺については町長、いかがですか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） ふるさと創生基金という中でのその町の思いですよ。ふるさと創生というと、非常に幅は解釈すれば広くなるのだけれども、今のところ花火大会、ふるさとまつり、四大祭りといえますか、こういう形を中心に使われているらしいですけれども、そういった形でほかにも玉村町にはいろいろお祭りもありますし、歴史的文化的なものもありますから、そういったものも含めて地域振興ということを見ると、やはりその枠である程度持つておくということが、要するに住民にとってもいざというときのありがたさというか、いざというときはこれで歴史ある伝統文化なんかもある程度保障されるのかとか、いろんな意味での捉え方が出てくると思うのです。だから、そういう意味で今、石内議員の言っているのも分かるのですけれども、そういった形でせっかくの私が要するにこの歴史やお祭りを大事にしたい、花火大会を大事にしたいという思いの中で、この決算状況というか、その時点での会計状況を見て、では思いを込めて1億円をふるさと創生基金に入れましょうという判断させてもらったということです。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 町長の思いも分かりました。ただ、財政の喫緊したそのいわゆる経常収支云々なんかがいろいろある中で、そこもやっぱり問われているという形ですので、それも語らっていくという話になると、ここのところは1回身を引き締めてやって、俺が始めたら、そら見ろ、これできるようになったぞというほうが夢を与えられるのではないかなというふうに思うのです。だから、そういう面では無理にここでお金を、要するにそれしか使えないお金を積むという補正予算というのはいかなものかなと思います。だから、それについてはしっかり考えていただきたいなと思います。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 貴重なご指摘ありがとうございます。当然町民の方の大切な税金でありますので、事業をそのままただ漫然と行っていくという気は毛頭ございません。しっかりと事業を見直しながら、節約に努めながら、さらにいい事業もやっていくということで実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありますか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） この関係で話が出たから、ついでには申し訳ないのですが、ちょっとお聞きします。

このふるさと創生基金にこの1億円入れると、使える行事は何と何なのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今現在は花火大会ですとか、それから産業祭、それから体育祭、あとふるさとまつりですか、その町の四大イベントに使っているということであります。過去にふるさと創生基金については、これは基金の最初、当初のころは各公共施設にクスノキを植樹したり、それから電話に各家庭に情報を伝える通信手段としてのそのオフトーク通信ですとか、それから町制施行のその40周年とか50周年とか、そういった事業、そのほかB&G海洋センターの建設の際の費用とか、そういったものにもろもろこれまで使ってきたということでありまして、使い道については、その地域振興というものに該当するものであれば使えるというふうには考えております。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） ということは限られたところしか使えなくなるのだと思うのですが、先ほどもちょっと話が出ています財政調整基金を6億5,000万円取り崩すと、令和2年度の予算案ですと、約18億円、17億円ですか、財政調整基金が6億5,000万円ですか、それを同じように取崩しが続けば2年半ぐらいで終わってしまうのではないかと思うのですが、いずれにしても町が借金というか、債権ですか、そういったものに借金していると、町長の施政方針にもあったように、将来の世代に大きな負担を残さぬようというのを最後にお話しいただきましたが、借金が残ればその負担が最後に残ってしまうと私は考えるのです、次の世代に。そういうところのないようにするには、やっぱりこれ限られたところへ入れるのでは、貯金というのですか、違う懐に入れるのではなくて、何にでも使えるようにしておいたほうがいいのではないかというふうに私は思うのですが、町長のそのふるさとを思う思いは私もそうなのですが、本当に大変いいことだと思うし、ふるさとを大事にして、生まれ育ったところを大事にして次の世代につなげていただきたいと、それは本当に同じような考えでいいと思うのですが、そのしまう場所というか、積んでおく場所がちょっと違うのではないかとはいいますが、その辺は将来に残さぬようにとか、その辺についてはどんなふうにお考えですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 財政調整基金にそのまま置いておいてもよろしいのではないかと、あえ

てそのふるさと創生基金としてではなくて。というようなお話かなというふうに思います。使ってしまっ、全部そのお金をなくしてしまうということではありませんので、しっかりと使い道に沿った正しい使い方を使っていきたいというふうに考えております。

町長の思いについては、ちょっと町長のほうからまたお答えするかなと思いますが、すみません。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 同じことになってしまうかもしれないですけども、逆な意味において基金という形でも、財布が別立てにあったというのが逆にいいときもあると思うのです。そういう意味も踏まえて、財政再建という言葉は非常に分かりやすいのだけれども、より難しくて、どこまで行けばゴールがあるのだという果てしない神学論争みたいになってしまうのだけれども、それで結局、しかし毎年毎年お金のやりくりしながら、お金支出して収入、支出、収入という中での掛け合いの中でこの玉村町の人間社会を維持していくわけで、それはもう決して平坦な道ではないと思うのです。だからこそ時にこういった形での特定枠といいますか、の基金を確保して、住民に少し自信を持ってもらえるという方法も考え方の一つであると思うのです。そういう意味で、別に他意があってやったわけではないのだけれども、しかし思いがあってやったことは事実です。

◇議長（三友美恵子君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 気持ちは全くよく分かるのですが、お金をどこにも使うのではなく、正しく使うのだというような答弁を頂きました。これ変なふうに使っていると言っているわけではございませんで、それはこのふるさと創生基金を使える範囲の話を書きましたし、それはいいのですけれども、財政調整基金、普通の家では少し余裕を持って貯金をしようという話と同じだと考えていますけれども、私は。そんな中で逆に借金を残すということに仮になれば、将来の世代に負担を残すようなことになってしまうかと思うのだけれども、その辺までは考えておるのかどうか、財政調整基金を大分取り崩す予算を組んでいるようなので、その辺を最後に聞きたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） ちょっと私のほうから答えづらいのですけれども、まず花火大会とふるさとまつりについて、委員長なり副委員長でいろんな検討をした立場からお話しして、最後に財政調整基金の話をしたと思います。

花火大会につきましては、お金がうんとかかるということで、実際には2, 200万円とか2, 400万円かかって、花火代が菊屋小幡花火店に1, 000万円とか、実はですから、実の花火代が半分以下、そのほかが警備代だったり、交通整理だったりということで、いろんな取組を行いました。前橋市に行って、町内会に寄附金をもらいに行きました。それから、断られてしまいましたけ

れども、某企業に行きましたけれども、一銭もくれませんでした。そんなことを取組したり、あるいはふるさと納税の中で場所をやったり、それから愛する会の方が観覧場所を販売して、それも収益に上げたりという努力をした結果なのです。それで収入は増えましたけれども、致命的にやっぱり公費を投入しなくてはいけないというのがよく分かりました。それを継続的に行うには、ある程度原資が必要なのだな。何で花火大会がなくなってしまったのかなというのと、一般会計から持ち出すというのがやっぱり抵抗があるということで、ある意味原資はあったほうがいいのかないのかなというのが1つ私の考えです。

それから、もう一つ、ふるさとまつりも誤解があると申し訳ないのですけれども、いろいろと祇園祭、祇園祭とあつれきがあったり、それからいろんな費用負担が多いのではないのかということで、地元の方にはお叱り受けながら、600万円から500万円、500万円から400万円というふうな負担金を減らしてきた。もうそれでもそれだけのお金がかかるというのは事実でございまして、そういう経常的にかかるものが今後一般会計から、それが財政調整基金でも一緒なのですけれども、出すのがいいのかといったときに、継続的になかなかできなくなってくると。それが花火大会が全国できなくなってきた理由だなど。その半分がやっぱり経済なのです。そういうことを踏まえたときに、ある程度は原資が必要、それが幾らがいいのかというのは、先ほど議員の皆さんがおっしゃったようなことで。その中の判断材料として、今後の経済情勢はちょっとコロナだとか、あれなのですけれども、その時点でいったときに、財政調整基金のほうが今年度並みぐらいよりちょっと増えるのではないか。経済情勢によって変わりますけれども、そういうことが判断目安にして、財政調整基金の来年度の見込額、そのとおりにいくかどうか分かりませんが、本年度よりは並みか若干増えるのではないか。それだったら少し、少しだか、多くにも見えますけれども、継続的な事業をできる原資を少し積んでもいいのではないかと、そういう判断がございました。よろしくお願ひします。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の討論を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君登壇〕

◇7番（石内國雄君） 反対の立場で討論させていただきます。

反対の理由は、先ほどのふるさと創生基金の積立ての話でございまして。今、副町長のほうから話があった形で、よく理解はできるのですが、やはり財政のやりくりしていく中で事業はやるべきと考え

ます。それで、ふるさと創生基金について、あえて今回1億円は積む必要はなく、財政調整基金にやるべきということが反対の理由でございます。

◇議長（三友美恵子君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） 賛成の意見を述べます。

今回の補正予算では、当初予定していた財政調整基金2億円を取り崩さず、逆に2億円を積み立てるとともに、基金残高の減少が懸念されているふるさと創生基金にも1億円を積み立てることにしたものであります。これは、好調な企業業績を受けた法人町民税の伸びや地方交付税の増加等の好条件ももちろん重なったわけではあります、厳しい財政状況をしっかりと認識した職員の節減努力もあったのではないかと推測し、この1年間の予算執行の結果は、私は大変評価できるものと考えております。

また、ふるさと創生基金への積立てに関しても、花火大会をはじめ地域の祭りを盛んにし、町の活性化と地域づくりに努めるとした石川町長の公約に向けた決意の表れであり、大変熱意が感じられ、評価に値するものと考えております。このふるさと創生基金を大切に使うということ、私はこの議案に対しては賛成です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

〔「異議あり」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（三友美恵子君） 起立による表決の結果、賛成6、反対6、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長裁決とし、原案を可決いたします。

日程第23、議案第21号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第22号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第23号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第24号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第25号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。3時10分に再開いたします。

午後2時53分休憩

午後3時10分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇

○日程第28 議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算

○日程第29 議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第30 議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第31 議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第32 議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第33 議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算

○日程第34 議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（三友美恵子君） 日程第28、議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算から日程第34、議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第26号から日程第34、議案第32号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計予算につきましては、先ほど「施政方針」の中でも述べさせていただきました。また、お配りした参考資料の中でも詳しく説明がございますので、御覧いただければと思います。

それでは、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度の予算編成は、財源確保が極めて厳しい状況の中、喫緊の課題である「人口減少対策」と「財政健全化」の取組に加え、これからの長寿社会・人生100年時代を見据えた「全世代型の地域福祉の推進」と昨今の大規模な自然災害等への対応や昨年10月の台風19号の経験を踏まえた備えなど「防災・減災まちづくりの推進」に向けた取組に重点配分を行いました。

その結果、一般会計予算の総額は109億円、対前年度比0.4%の減となりました。厳しいながらも「未来に希望をつなげる予算」として、全世代のまちづくりへの思いに配慮した編成を行いました。

歳出の主な事業としましては、まず子育てしやすい環境づくりとして、待機児童対策に取り組みます。新規民間保育所の誘致に当たり、施設整備費の支援を行うとともに、健康の森児童館放課後児童クラブの学校施設内への移行に伴い、より安全で利用しやすく、魅力的な施設として指定管理者による運営とすべく改修工事を行うため、総額で1億9,289万8,000円を計上いたしました。

さらに、子供を産み育てやすい環境づくりのため、妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談に応じ、必要な情報・サービスの提供など妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点として、新たに「子育て世代包括支援センター」を開設するとともに、産婦健康診査及び産後ケア事業を実施し、出産後間もない時期の産婦に対する支援強化と出産後の母親の育児不安の解消や産後鬱の予防、新生児への虐待予防など母子に対する心身のケアや育児サポート全般について、これまで以上に子育て世代の支援充実を図るため、総額で440万1,000円を計上いたしました。

また、風疹の流行による妊婦等への影響が懸念される中、今後の風疹の発生及び蔓延を予防するため、緊急風疹抗体検査・予防接種事業として752万2,000円を計上いたしました。

次に、地域福祉では、障害平等研修、いわゆるDET研修の開催や、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした総合相談窓口の充実のほか、地域におけるアウトリーチ活動を活発化し、ローラー作戦を実施するなど地域福祉計画に基づいた施策を推進するため、265万6,000円を計上し、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みを構築してまいります。

また、貧困対策では、「子ども食堂」や「学習支援」に取り組む住民団体等の活動が定着していることから、それらを積極的に支援するとともに、独り親家庭の小学生児童を対象とした無料学習支援を実施するために、総額で65万7,000円を計上し、全ての子供たちが笑顔で夢と希望を持って健やかに成長できるよう支援してまいります。

さらに、外国人労働者等の増加に伴い、外国人の抱える問題や相談ニーズに適切に対応するため、就労や生活実態等のアンケート調査による実態把握を行うなど39万9,000円を計上し、心通い

合う「多文化共生社会の実現」に向けた取組を推進してまいります。

次に、高齢者福祉では、結婚60周年及び50周年を迎えられたご夫婦に対する「ダイヤモンド婚・金婚祝記念式典」を復活し、長く連れ添ったご夫婦の長寿と健康をお祝いするとともに、町として敬意を表するために、144万9,000円を計上いたしました。

また、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺などの特殊詐欺等被害防止対策として、防犯機能を備えた電話機等の購入を引き続き助成するため、20万円を計上いたしました。

次に、環境政策では、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、本町が目指すべき環境負荷の少ない持続可能な将来像及び重点的に取り組む施策・SDGsを明らかにするために、新たな環境基本計画を策定すべく464万3,000円を計上いたしました。

次に、健康対策では、大人の生活習慣病予防改善対策として、スポーツプログラマーや栄養士によるメタボリックシンドローム改善教室や高血糖予防教室など徹底した運動指導と栄養指導を実施するため、11万2,000円を計上するとともに、社会体育館トレーニングルームに大型冷風機を設置するほか、運動用設備充実のため、300万円を計上し、健康増進対策を推進してまいります。

次に、未来へ希望をつなぐ企業誘致や産業振興、雇用促進対策では、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の新産業団地開発に向けて、関係機関と連携し、用地交渉等を進めるほか、文化財試掘調査に着手するため、総額で157万9,000円を計上いたしました。

次に、人口減少対策として移住定住を促進する文化センター周辺まちづくり事業では、第Ⅱ期分譲が始まることから、事業完了に向けた換地処分計画を定めるとともに、区域内の道路築造工事や公園整備を行うほか、この分譲地に定住していただいた世帯に対する定住促進奨励金の交付など総額で7,796万6,000円を計上いたしました。

次に、農業振興では、意欲のある農業者や法人等への支援と育成を図るため、農業用機械導入の支援として1,180万5,000円を計上するとともに、農薬飛散を軽減する自走式の防除機械・ブームスプレーヤの導入を支援するため、816万円を計上いたしました。

また、安定した農業用水を確保するため、川井地区用水路整備を実施するほか、老朽化した滝川第二統合堰の補修工事に向けた拠出として、総額で3,021万3,000円を計上いたしました。

さらに、畜産振興では、野生イノシシのCSF感染が県内外で拡大している現状を鑑み、畜産農家等の負担軽減を図るため、農場等への消毒薬の配布やワクチン接種費用の一部助成を行うほか、地元特産品である肉用牛の生産基盤を強化するため、経営の効率化に向けたICT機器導入の支援対策として、総額で201万8,000円を計上いたしました。

なお、道の駅玉村宿では、一般利用者の増加や大型車による普通車枠への駐車により、駐車場不足が生じていることから、利用者の安全確保と利便性の向上を図るべく、駐車場の拡張に着手するため、測量設計等の費用として680万2,000円を計上いたしました。

次に、観光振興では、町民はもちろん、県内外を問わず、多くの人が訪れ、夏の到来を告げる風物

詩として定着している「田園夢花火・たまむら花火大会」について、令和2年度は東京オリンピック開催に伴う警備員の不足が見込まれ、安全確保が困難となる状況が想定されるため休止とし、令和3年度以降、魅力ある打ち上げに向けた検討を行うため、10万円を計上いたしました。

次に、道路網の整備では、中高校生の自転車事故が全国ワーストワンである県内の状況に鑑み、町道106号線道路改良事業として国道354号から玉村高校までの区間について、自転車通行空間の整備・充実による安全確保対策に着手するとともに、県道藤岡大胡線から藤岡大胡バイパスを介して東部工業団地をつなぐ町道103号線道路改良事業の進捗を図るほか、道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づいた道路ネットワークの老朽化対策や既存道路の補修・改良、新橋建設促進など道路施設全般に係る事業費として、総額で2億6,511万8,000円を計上いたしました。

次に、公共施設の老朽化への対応では、公共施設等総合管理計画に定めた目標を実現するため、町の公共施設に関する今後10年間の利用を踏まえた施設の安全性の確保、地域の実情に応じた最適化、長寿命化など方向性について定めた個別施設計画を策定すべく、440万円を計上いたしました。

次に、防災・減災対策では、火災をはじめ地震や風水害など昨今の大規模自然災害等に対応するため、新年度では様々な取組・対策を進めてまいります。

まず、地域防災の担い手として、最前線で活動する消防団を補完する機能別消防団員を組織化し、担い手不足の解消と消防団機能の強化充実を図るとともに、出動手当支給の処遇改善を図るほか、消防団活動に必要な安全装備品や救助資機材等を拡充するため、総額で653万5,000円を計上いたしました。

また、さきの台風19号の経験を踏まえた緊急防災・減災・水害対策として、内水氾濫・浸水被害が発生した上福島及び五料地内の被災地に「河川監視カメラ」を設置し、映像を一般公開することにより、避難行動を取る際の情報提供に努めるとともに、「水防倉庫」を設置し、緊急時に地域住民が迅速な水防活動ができるよう、総額で598万6,000円を計上いたしました。加えて、五料地内の矢川樋管に大型土のうを設置し、減災対策を講ずるとともに、災害対策本部の災害活動時の装備品や避難所における非常食や毛布、災害用蓄電池等の防災用資機材の備蓄品充実のため、総額で1,090万5,000円を計上いたしました。

さらに、道路が狭く、消防水利が乏しい旧国道354号沿いの下新田6丁目に40トンの耐震性貯水槽を設置するため、1,127万5,000円を計上いたしました。

これらのほか、さきの台風19号の経験を教訓として、町民が小学校区ごとにおのこの避難所まで「防災さんぽ」により、家族や友人をはじめ地域の人たちと一緒に避難経路や危険場所等を確認しながら一斉に行う「町民避難訓練」を実施するため、61万4,000円を計上し、災害に強いまちづくりを一層推進してまいります。

次に、教育の充実では、教員の多忙化解消対策として、全小中学校に配置している教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ及び中学校における運動部活動指導員の配置を拡充するた

め、総額で633万4,000円を計上し、引き続き学校現場の働き方改革を推進してまいります。

一方、学校現場の「教員の働き方改革」ととどまらず、「児童・生徒の学び方改革」を進めるため、小中学校ICT教育推進事業として、これからの時代に不可欠となる最先端のICT機器を活用した児童生徒の情報活用能力を育てるべく、354万6,000円を計上し、デジタル教材等の整備・充実を図るとともに、新たなICT教育を実践してまいります。

また、日本語の習得が必要な外国籍の子供たちの増加に伴い、日本語教育の拠点である中央小学校に加え、南中学校にも日本語教室を開設するため、指導補助員の配置を拡充するとともに、県立女子大学との連携を強化するなど子供一人一人の状況に応じた適切な支援の充実を図るため、外国人子女支援事業として532万1,000円を計上いたしました。

また、「国際教育特区」である本町において、英語教育の充実として、全小中学校にALTを配置するとともに、子供のころから英語に触れる環境の底上げを図るため、公立保育所及び幼稚園における外国人講師による英語教育の提供と積極的な英語教育活動を行う民間保育施設を支援する費用として、総額で3,635万6,000円を計上いたしました。

次に、地方創生では、新たなステージを迎える「第2期玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による町の発展と人口減少対策への取組を推進するため、若者から高齢者まで幅広い世代に町の様々な行事やイベントへの参加を促し、ポイントを付与する仕組み「おでかけポイント制度」の取組のほか、「生涯活躍のまち構想」において「核」となる大学等連携事業に総額で245万円を計上し、継続的なボランティア活動の創出につなげるとともに、大学生の若い力による地域の活性化を図ってまいります。

さらに、地域おこし協力隊による情報発信、移住定住及び移住支援対策のほか、魅力づくり推進アドバイザーや東京圏のマスメディアの活用等により、東京圏を対象に町の魅力を発信するなどシティセールスを積極的に行うとともに、地元特産品の販売戦略や情報発信などを担う町内での体制づくりをはじめ、その拠点となる団体組織の検討も行い、町の知名度向上や誘客、交流人口・関係人口の増加を目指すため、魅力づくり推進検討委員会を立ち上げるなど総額1,377万2,000円を計上いたしました。

そして、今、県立女子大学や住民の間で、「小さな映画上映会」を開こうという活動が起きていることから、これらの活動を地域の憩いの場や社会参加のプラットフォームとして、文化活動の拠点になるよう積極的に支援するため、100万円を計上いたしました。

最後に、第5次総合計画後期基本計画も最終年度を迎え、計画された施策の総仕上げに取り組むことはもちろん、今後12年間の町の姿・将来像を描く「第6次総合計画」を策定するため、129万4,000円を計上いたしました。

歳出の目的別内訳については、総務費、民生費、衛生費が増加しましたが、民生費では少子高齢化の進展や幼児教育・保育無償化などに伴う社会保障関連経費の増大により、3.8%の増加、衛生費

ではクリーンセンターの長寿命化に伴い、8.3%の増加となりました。一方、労働費、農林水産業費、商工費、土木費などが減少しましたが、農林水産業費では滝川第一統合堰改修工事の終了に伴い、20.4%の減少、土木費では文化センター周辺まちづくり事業の進捗に伴う事業量の縮小により、17.3%の減少となりました。

また、性質別内訳については、人件費、補助費等、積立金、繰出金などが増加し、物件費、維持補修費、公債費、普通建設事業費が減少しました。特に会計年度任用職員制度の導入に伴う性質別費目の振替により、物件費が13.5%減少し、人件費が21.2%増加したことから、義務的経費全体では9.7%増加し、予算総額に対する構成比は44.3%となりました。一方、投資的経費は、文化センター周辺まちづくり事業の進捗に伴う事業量の縮小により、17.0%を減少し、構成比は7.8%となりました。

次に、歳入の主なものといたしまして、まずその根幹をなす町税では、町たばこ税が減少したものの、納税義務者数の増加に伴う個人町民税及び新築家屋の増加に伴う固定資産税の伸びを受け、町税全体では1.4%増の45億6,535万円を見込むとともに、地方交付税では地方財政計画等を考慮した推計の結果、3.3%増の12億5,000万円を見込みました。

交付金では、税制改正による法人事業税交付金の創設に伴い、1,900万円を見込むとともに、地方消費税交付金については、昨年10月からの消費増税等を考慮し、15.5%増の7億6,000万円を見込みました。

分担金及び負担金では、幼児教育・保育無償化に伴う保育所保育料等の減少により、38.7%の1億1,174万5,000円を見込むとともに、使用料及び手数料についても、幼稚園授業料等の減少により、3.7%減の1億1,737万6,000円を見込みました。一方、国・県支出金では、幼児教育・保育無償化に伴う増加等により、7.2%増の21億7,934万2,000円を見込みました。

財産収入では、文化センター周辺地区土地区画整理事業における第Ⅱ期宅地造成地保留地売払金の減少により、70.6%減と大幅に減少し、7,183万1,000円を見込みました。

寄附金では、魅力ある地元特産品の開拓により、ふるさと納税による寄附応援者のさらなる獲得を目指して8,000万円を見込み、33.3%の増加となりました。

繰入金では、文化センター周辺地区土地区画整理事業における第Ⅱ期宅地造成地換地売払金の減少により、14.7%減の6億7,199万2,000円となりました。

なお、基金繰入金の内訳としましては、ふるさと創生基金から1,040万円、農業振興基金から816万円などを繰り入れるとともに、不足する財源の確保として、財政調整基金からの繰入れを前年度の2億円から6億5,000万円まで大きく引上げ、収支の均衡を図りました。

諸収入では、滝川第一統合堰改修工事の終了に伴う交付金の減少により、13.1%減の2億7,786万円を見込みました。

町債では、交付税の一部振り替えによる臨時財政対策債を4億円、災害や水質事故等の発生時に相互応援配水を行うため、本町と前橋市をつなぐ配水連絡管の整備に対する水道事業会計への一般会計出資債として110万円、町道103号線をはじめとする道路網整備に1億3,410万円、防火水槽整備に1,120万円など町債全体では2.2%減の5億4,640万円を見込みました。

なお、歳入の性質別内訳につきましては、町税に伸びがあったものの、幼児教育・保育無償化などに対応するため、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入が減少するとともに、文化センター周辺まちづくり事業における土地売払金の減少に伴い、財産収入及び繰入金が増加したことなどにより、自主財源全体では5.1%減少し、予算総額に対する構成比は54.4%となりました。一方、依存財源では、利子割交付金や株式譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金などが減少したものの、消費増税に伴う地方消費税交付金の増加及び幼児教育・保育無償化に伴う地方交付税や国・県支出金の増加などにより、全体で5.8%増加し、構成比は45.6%となりました。

以上が、令和2年度一般会計予算の概要でございますが、本町の財政状況は、社会保障関連経費の増大や公共施設の老朽化への対応に加え、昨今の大規模な自然災害等に対する防災・減災対策などにより、財政調整基金に頼らざるを得ない厳しい財政状況が続いております。

よって、今後も引き続き本町が将来にわたって安心・安全で活力のある「未来に希望をつなぐまちづくり」を推進できるよう、健全で持続可能な行財政運営を目指していく所存であります。

以上が、一般会計予算の説明であります。

次に、議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,807万円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、1.8%の減となっております。

歳入歳出に共通する減額の主な要因としましては、被保険者数の減少でございます。1人当たり医療費は、先進医療や高額薬剤の普及などの影響も考え微増すると予想されますが、被保険者数が減少しているため、保険給付費全体は減額となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が7億7,716万7,000円、県支出金が23億5,875万9,000円、繰入金が3億53万円です。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が23億1,482万1,000円、国民健康保険事業費納付金が10億6,331万7,000円、保健事業費が4,255万9,000円です。

被保険者数は減少傾向にありますが、1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取組を行ってまいります。医療費増加の要因の一つとしては、生活習慣病が挙げられます。国保特定健診につきましては、昨年度、集団・個別健診の年齢制限を撤廃し、受診者数は増加傾向となっておりますので、引き続き疾病の早期発見、重症化予防の観点から、特定健診受診率の向上対策に取り組んでまいります。

今後も医療費適正化を図るとともに、収納対策に力を入れ、国保特別会計の健全運営に努めてまい

ります。

続きまして、議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,588万7,000円とするものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し、6.2%の増加であります。主な要因としては、高齢化による被保険者数の増加により、後期高齢者医療保険料が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料2億4,074万8,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金6,222万1,000円、受託事業収入1,596万2,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金3億297万1,000円、健康診査等事業費1,676万9,000円であります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。

群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億275万1,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、1.3%の増となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料6億6,514万7,000円、国庫支出金4億6,597万9,000円、支払基金交付金6億4,883万5,000円、県支出金3億5,703万5,000円、一般会計等からの繰入金3億6,549万5,000円です。

歳出の主なものにつきましては、総務費3,495万7,000円、保険給付費22億9,900万円、地域支援事業費1億6,753万4,000円です。令和2年度は「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定年に当たるため、業務委託料の追加及び認定調査員の増員を予定している等の理由により、総務費は対前年度比24.7%の増となっております。保険給付費は0.1%増のほぼ横ばいですが、地域支援事業費につきましては、介護予防・重度化防止に重点を置いた施策のさらなる推進のため、15.7%の増となっております。

また、令和2年度は「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度でもあります。「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向け、介護保険料の上昇を抑制するためにも、保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むほか、第7期計画の進捗管理により、施策の効果や改善点を明らかにしていきます。

高齢化が進む中、制度の安定的な運用が重要な課題となっております。適正な要介護認定・保険料の収納強化・適正な保険給付に努めるなど適切に事業を推進するほか、認知症や重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さらに地域包括ケアシステムを強化し、より信頼と

安心のおける制度の維持に努めてまいります。

議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ473万6,000円と定めるものです。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、「要支援1・2」と認定された方及び「総合事業対象者」に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入271万2,000円、一般会計繰入金等202万4,000円でございます。

次に、歳出につきましては、主なものとして、介護支援専門員の人件費やシステム機器使用料など総務管理費として234万5,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が229万円でございます。

次に、議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、令和2年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万7,322件、年間総配水量を498万1,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億9,227万7,000円を予定しました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億5,711万円、営業外収益が3,516万6,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億6,037万2,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が5億2,085万3,000円、借入金利子等の営業外費用が3,366万9,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては3億1,411万2,000円を予定いたしました。その主なものは企業債が3億1,000万円でございます。

続いて、資本的支出は4億6,361万9,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の3億2,305万6,000円と企業債償還金の1億3,900万6,000円でございます。

建設改良費の内訳は、水道施設整備工事費の2億8,795万5,000円と設計委託料の3,290万1,000円、配水連絡管工事負担金の220万円でございます。

なお、資本的収支において不足する1億4,950万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び減債積立金で補填する予定でございます。

第5条では、債務負担行為の限度額を3,798万3,000円と定め、第6条では企業債の限度額を3億1,000万円と定め、第7条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第8条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項

間の流用について定め、第9条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を3,508万7,000円、交際費を1万円と定め、第10条では他会計からの補助金を110万円と定め、第11条では、棚卸資産購入限度額を171万2,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

次に、議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

当町の下水道事業は、従来の地方自治法に基づく下水道事業特別会計を廃止し、本年度から地方公営企業法を適用した発生主義・複式簿記による公営企業会計に移行します。これに伴い、予算書等の様式も前年度までと大きく異なり、既に公営企業会計を導入している水道事業に準じたものとなっております。

まず、業務の予定量でございますが、年度末整備済み面積として726ヘクタール、年間有収水量を254万4,000立方メートル、主要な建設改良事業として管渠整備工事5億1,100万円を第2条に定めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。下水道事業収益で7億6,778万9,000円としました。主なものは、下水道使用料等の営業収益が3億1,243万3,000円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億5,535万5,000円でございます。

続いて、下水道事業費用ですが、7億2,629万2,000円を予定いたしました。主なものは、営業費用が6億687万6,000円、企業債利子等の営業外費用が1億1,785万円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては8億230万1,000円としました。主なものは企業債の5億6,140万円、補助金の1億6,150万円でございます。

続いて、資本的支出は10億6,977万7,000円を予定いたしました。主なものは、建設改良費の5億9,495万5,000円及び企業債償還金の4億6,427万6,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する額2億6,747万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継金で補填する予定でございます。

第4条の2では、移行初年度のみ計上する特例的収入及び支出として、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金をそれぞれ2,458万7,000円及び3,226万4,000円と定め、第5条では企業債の限度額を5億6,140万円、第6条では一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5,443万2,000円とし、第9条では他会計からの補助金として一般会計からの基準外繰入金を1億683万2,000円と定めるものでございます。

最後になりますが、公共下水道の整備は、町民生活の環境改善及び河川の水質保全のための重要な施策であります。本町は、町全域が下水道整備の計画区域となりますので、積極的に整備を進めるとともに、効率的な業務により経営の健全化を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたしました。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第28、議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第29、議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第30、議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第31、議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第32、議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第33、議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第34、議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、令和2年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

日程第28、議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算から日程第34、議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第26号から日程第34、議案第32号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◇

○日程第35 議案第33号 町道路線の廃止について

◇議長（三友美恵子君） 日程第35、議案第33号 町道路線の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第33号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。

内容は、角刈簡易郵便局東、町道1051号線の交差点改良に伴い、線形変更された町道を一部廃止するものです。路線数2路線、延長495.77メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第36 議案第34号 町道路線の認定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第36、議案第34号 町道路線の認定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第34号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、一部廃止された町道の再認定のほか、開発行為等で道路整備後に所有権を町に帰属された道路を新規認定するものでございます。今回の認定路線数は8路線、延長766.16メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第37 議案第35号 指定管理者の指定について（健康の森児童館）

◇議長（三友美恵子君） 日程第37、議案第35号 指定管理者の指定について（健康の森児童館）、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第35号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

健康の森児童館では、今年度まで放課後児童クラブを併設し、児童館と放課後児童クラブの運営を行ってきましたが、来年度4月より放課後児童クラブを芝根小学校内で開設することになりました。これに伴い、放課後児童クラブがなくなった後の「健康の森児童館」の管理運営について、多様化する利用者ニーズに効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の節減を図るため、新たに事業者を広く公募し、指定管理者による管理運営を行うこととしました。

去る1月29日に指定管理候補者選定委員会を行い、応募者の経営基盤、提案内容等を審査した結果、施設の管理運営を適切に行える事業者を選定いたしましたので、「玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第7条に基づき提案させていただくものでございます。

公の施設の名称は、健康の森児童館。指定管理者となる団体は、群馬県佐波郡玉村町大字飯倉179番地2、特定非営利活動法人おたがいさま。指定期間は、令和2年8月1日から令和5年3月31日までの2年8か月間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第38 議案第36号 群馬県市町村公平委員会の共同設置に関する協議について

て

◇議長（三友美恵子君） 日程第38、議案第36号 群馬県市町村公平委員会の共同設置に関する協議について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第36号 群馬県市町村公平委員会の共同設置に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年4月1日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合のうち、渋川市外33団体が効率的な公平委員会を運営するため、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、公平委員会を共同設置するための協議を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

共同設置の概要であります。公平委員会を共同して設置する団体は、規約別表に掲げる玉村町を含む34団体であり、公平委員会の名称は、群馬県市町村公平委員会とするものであります。執務の場所は、代表団体となります前橋市元総社町335番地の8、群馬県市町村総合事務組合の事務所内とし、公平委員会の委員は、代表団体の長が代表団体の議会の同意を得て選任いたします。

県内では、多くの公平委員会で事務処理のノウハウ不足等、様々な課題を抱えておりますが、共同設置を行うことで、事例の蓄積による審査の充実等が期待されるところでございます。

なお、町の公平委員会委員の皆様には、共同設置について事前にご説明申し上げ、ご了解を頂いております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 39 議案第 18 号 玉村町公平委員会設置条例の廃止について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 39、議案 18 号 玉村町公平委員会設置条例の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 18 号 玉村町公平委員会設置条例の廃止についてご説明申し上げます。

議案第 36 号の提案理由でご説明申し上げましたとおり、令和 2 年 4 月 1 日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合のうち、玉村町を含む 34 団体が効率的な公平委員会を運営するため、群馬県市町村公平委員会を共同設置する運びとなりました。

本案につきましては、共同設置に伴い、令和 2 年 3 月 31 日をもって玉村町公平委員会を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第40 議案第7号 玉村町職員定数条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第40、議案第7号 玉村町職員定数条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第7号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、定数の対象とならない職員の定義について必要な規定の整理を行うものでございます。また、令和2年度より公平委員会を群馬県内の市町村等の34団体で共同設置することになったため、本条例中の「公平委員会」の名称と公平委員会の職員の定数を削除するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第41 議案第8号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第41、議案第8号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第8号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることにより、非常勤特別職及び臨時的任用職員の任用が厳格化され、会計年度任用職員制度が創設されることにより、報酬の対象者でなくなるものについては本条例から削り、附属機関を条例で定義したことで、新たに報酬の対象となる委員等については、本条例に追加するものでございます。

主に特別職から変更になり、報酬の対象から外れる委員等につきましては、区長や交通指導員、農政支部長などであり、新たに会計年度任用職員に移行し、報酬の対象となる職としては、消費生活相談員や地域おこし協力隊、外国語指導助手などがあります。また、新たに附属機関として条例で位置づけられた附属機関の委員等につきましては、個別に報酬額を定義するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 今、町長から説明があったのですけれども、新旧対照表を見たときに、区長がなかったり、いろんなどころのなかったりで、そのところはどこを見ればあるのでしょうか。今さっきこれは載らないということなのかな。右側には文化センター所長がまた新たに16万5,100円で載っていたりしているのだけれども、その前には公民館長の月額12万3,800円が載っていなかったりとかしたのだけれども、それは先ほど町長が言ったのと同時に、なくなったところは、だけれども、右と左が同じに書いていないので、とても見づらいのですよね、これが。もうちょっと分かりやすく書いてくれば、右と左の対照で、なくなったところはどこどこへいったとかと書いてくれたほうが分かりやすかったのですが、もう一度対照表でなくなったところとか、現行が移行したとか、なくなったところはどこなのかご説明いただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） すみませんでした。ちょっと表が分かりづらいということなのですが、こちらの新旧対照表を見ていただきますと、左側と右側でそのままなくなったところと新たに増えたところが一致していない部分があると思うのですが、今回表の整理も一緒に併せて行いまして、今まで各委員がばらばらのところに入っていたものを1つのところに新たにまとめるような表に変えました。本来でしたらば、その変わったところだけ変えるというふうにするのがよかったのですが、

見づらい。最終的に見づらい表になってしまうので、見やすい表にするために今回全部の表を新しい表に全部変えたということで、左と右が対比になっていないという部分の中にはあるということであり、ありますので、幾つか例で申し上げますと、公平委員会委員なんかはもう右側ではなくなっておりますが、さらに区長ですとか、それから公民館長ですとか。文化センター連絡協議会ですとか、そういったものは今回表の中からは削除されております。

新しく入れたものとする、最初のページの下の方ですか、行政不服審査専門委員ですとか、自治功労者等選考委員会委員ですとか、ほかにも幾つか新しいものが入っています。内容としますと、これまで特別職として町が考えていたものが、今回の法律の改正によって特別職の扱いというのが厳格化されたということで、これまで町が特別職扱いしていたものが、実際のところはその職の内容からすると、特別職としては扱えませんよというような判断になったと、正確になったということですか、全国的に統一されたということで、今回そちらのほうの整理をさせていただいたということでございます。

でありますので、ちょっと左と右の部分で分かりづらい部分があるかと思うのですが、先ほど町長の説明の中にもありましたが、区長ですとか、交通指導員ですとか、農政支部長、外国語指導助手、消費生活相談員、そういったものが特別職の対象として報酬を支払っていたのですが、そういう方については今後は報酬としてではなく、別の方法で支払うと。例えば報償ですとか、あとはその仕事の中身によっては委託料とか、もしくはその会計年度任用職員みたいな形で払うというような形に全て変えるということの作業を今回させていただくということであり、新たに加わったものについては右側に付け足してあるということなので、申し訳ないのですが、ちょっと見づらい表で誠に申し訳なかったということなんです。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） そうすると、区長だとか、先ほどいなくなった人はどこに今度載るのだから。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 予算書の中に別の費用として計上されておりますので、あくまでもこれは特別職として支払う方の一覧表ということでありますので、区長はもうこの表には載ってきておりません。別の令和2年度予算の中の報償費として予算を計上してあるということであり、金額については、今までどおり同じ金額が支払われるということになっております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 同じような内容の質問で申し訳ないのですが、区長さんとか、そういうので

はっきり分かります。公民館運営委員の方は日額で7,000円というのが入っていて、委員は。先ほどの条例のところでも質問した中でもちょっとよくわけが分からなかったのですが、自分で理解ができなかったのですが、公民館長さんだとか、館長さんです。館長さんだとか、図書館長さんとかというのは、今の説明を聞きますと、会計年度任用職員という形で、もし置く場合にはなつて、予算のほうにその分が計上になるという理解でよろしいのでしょうか。区長さんはそうですね。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） はい、会計年度任用職員として予算計上しますが、取りあえず公民館長は兼務を予定しているので、計上していません。図書館長もそうです。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） そうすると、置く場合には、別個でちゃんと置く場合には会計年度任用職員として報酬を払うような形で設置をします。これは予算ではないですからあれですけども、今回の予算のほうについては、まずは課長さんなり、教育長さんなりが兼任するという方向でいるので、当座の場合。当座いるので、その分は載せてありませんということで確認でよろしいですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） はい、そのとおりであります。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○散 会

◇議長（三友美恵子君） 議事の都合により、3月4日から3月8日までの5日間は本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月9日は、午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後4時21分散会